農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)(以下「輸出促進法」という。)第14条第1項に基づき、農林水産物・食品輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画(以下「実行計画」という。)を作成することとされている。今般、同条第3項及び第5項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第6項に定める進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- (1) これまで実行計画では、479 項目 (※) を作成し、336 項目が対応済みとなった。(※輸出促進法施行前の工程表を含む。)
- (2) このうち、令和7年2月以降に、10項目が新たに対応済みとなった。 (別紙1参照)

2. 実行計画の変更

輸出先国・地域との協議、輸出施設の認定、事業者・産地の支援など新たに12項目を追加した。また、輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図るべく、実行計画に、食品産業の海外展開の推進に関する対応について新たに3項目、インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応について新たに5項目を追加した。(別紙2参照)

さらに、海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組を Π (事業者・産地への支援に関する対応)から \mathbb{N} (食品産業の海外展開の推進に関する対応)に、インバウンドによる食関連消費の拡大(SAVOR JAPAN 認定地域、農泊地域でのインバウンド向け食関連消費拡大を図る方策)を Π から \mathbb{N} (インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応)に位置付けた。

そして、輸出促進法第 14 条第 4 項に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体(別紙 3 参照)に対して、実行計画案の意見聴取を行った。

これらを踏まえ、実行計画を変更・公表する。(別紙4参照)

〇変更後の実行計画

【概要】

I 輸出先国・地域との協議への対応 ・・・84 項目 ■ 輸出を円滑化するための対応 ・・・32 項目 2 その他 ・・・11 項目 ■ 事業者・産地への支援に関する対応 ・・・29 項目 Ⅳ 食品産業の海外展開の推進に関する対応 ・・・4 項目 V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応 ・・・7 項目

合計 167 項目

(対応済み項目数 合計 336 項目)

新たに対応済みとなった項目 (令和7年2月以降)

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	措置した事項		
タイ	食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正に係る取組 (2025 年 3月)	1	
台湾	牛肉の月齢制限(30ヶ月齢以上)撤廃(2025年5月)	1	
EU	有機酒類の同等性承認	1	
	計	3	

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応(施設認定、その他)

対象国・地域	対象国・地域 措置した事項	
米国	水産加工食品施設の認定(湧別漁業協同組合(北海道)、(株)永野商店(山口県)、(有)丸哲(宮崎県)、山実水産(有)(鹿児島県))	4
EU	牛肉処理施設の認定((株)大分県畜産公社(大分県))、混合食品に使用 される輸入養蜂製品の加工施設の認定	2
米国、EU、香港	牛肉処理施設の認定 (IH ミートパッカー (株) (青森県))	1
	計	7

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
	計	0

Ⅳ 食品産業の海外展開の推進に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
	計	0

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
	計	0

対応済みとなった項目の合計:10

追加する項目 (令和7年6月17日時点)

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項			
米国	ぶどうの輸出解禁			
EU	混合食品に使用される米国由来の輸入動物性加工済原料の衛生証明書発給			
フィリピン	かんしょの輸出解禁	1		
タイ	メロンの輸出解禁における検疫条件の緩和、牛肉加工品及び牛肉エキスを含む製品の輸出解禁	2		
ウズベキスタン	キウイフルーツの苗木の輸出解禁	1		
インド	牛乳・乳製品の衛生証明書様式	1		
	計	7		

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応(施設認定、その他)

対象国・地域	対象となる事項		
米国	水産食品加工施設の認定品目の追加(マルスイ小樽マリン(株)(北海道)、 広瀬水産(株)(北海道)、(有)横田水産(北海道)、石原水産(株)(静岡 県))	4	
米国、EU	水産食品加工施設の認定品目の追加(丸啓鰹節(株)(静岡県))	1	
	計	5	

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	対象となる事項		
各国・地域共通	コンテンツを活用した海外需要創出	1	
各国・地域共通	GIを活用した輸出拡大・ブランド化への発展	1	
	計	2	

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

対象国・地域	措置した事項		
米国、EU、シン ガポール、タイ、 ベトナム、香港、 中国、台湾、マレ ーシア、UAE	農林水産物・輸出支援プラットフォームの役割拡大による現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化等の推進	1	
各国・地域共通	グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会を通じた食品関連事業者の海外ビジネス展開の促進	1	
英国	食品衛生規則による常温保存期間の延長に向けた取組	1	
	計	3	

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

対象国・地域	措置した事項			
各国・地域共通	農林水産省、観光庁、国税庁、内閣官房(地方創生)等の相互連携の下で 訪日外国人の旅マエ、旅ナカ、旅アトに効果的にアプローチすることによ る輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成			
各国・地域共通	国際空港を活用した日本産食品の旅ナカ、旅アト消費拡大、食を通じた地 方誘客のための旅マエ情報発信			
各国・地域共通	・地域共通 GIを活用した海外への普及・ブランド化への発展			
各国・地域共通	各国・地域共通 訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファン開拓に向けた取組			
米国・豪州 等	コンテンツを活用した食関連消費拡大	1		
豪州	インバウンド向け日本産食材の魅力発信コンテンツの作成・発信	1		
	計	6		

追加する項目の合計:23

意見聴取した認定農林水産物・食品輸出促進団体

- 一般社団法人 全日本菓子輸出促進協議会
- 一般社団法人 日本木材輸出振興協会
- 一般社団法人 日本真珠振興会
- 日本酒造組合中央会
- 一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
- 一般社団法人 全国花き輸出拡大協議会
- 一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会
- 公益社団法人 日本茶業中央会
- 一般社団法人 全日本錦鯉振興会
- 全国醤油工業協同組合連合会
- 全国味噌工業協同組合連合会
- 一般社団法人 日本ほたて貝輸出振興協会
- 一般社団法人 日本養殖魚類輸出推進協会
- 一般社団法人 日本畜産物輸出促進協会
- 全日本カレー工業協同組合

別紙4

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

令和7年6月17日 農林水産物•食品輸出本部

目 次

I	輸出先国・地域との協議への対応	•••• 3頁	84項目	
II 1 2	輸出を円滑化するための対応 施設認定 その他	····21頁 ···25頁	32項目 11項目	
Ш	事業者・産地への支援に関する対応	28頁	29項目	> 167項目
IV	食品産業の海外展開に関する対応	••••36頁	4項目	
IV	インバウンドによる食関連消費の拡大 に関する対応	••••38頁	7項目	
(参	考) 今回新たに対応済みとなった項目 前回までに対応済みとなった項目	・・・・41頁	10項目 326項目	336項目

I 輸出先国・地域との協議への対応

2025年6

No	対象国	対象となる事項	現状		対応スケジュール				- 輸出可能性	担当大臣	
	・地域	対象となる事項	961A	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	+的四つ661工	担当人臣
1	インド	スギの輸出解禁	インド側で輸出解禁に係る国内手続きを実施 中。	農水省は、インドに対してハイレベル	対話など様々な機	会で働きかけを行	「い、早期の輸出解	¥禁を促す。		11.5億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫 リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認 ・インド側から追加情報の提出要請が						0.06億円	農林水産大臣
3	インド	生わさびの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫 リスク評価を実施中。 (在インド日本大使館が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認 ・インド側から追加情報の提出要請がる						0.1億円	農林水産大臣
4	インド	様式協議	・インド食品安全基準規則に基づき、輸入される牛乳・乳製品への添付が必要な管轄当局発行の統合衛生証明書様式が2022年8月に公布、移行期間を経て2024年11月に完全施行。 ・日本からの牛乳・乳製品の輸出に当たっては二国間で衛生証明書様式の合意が必要。 ・今後、インドに対して衛生証明書様式案を提示する予定。	【対応方針】 農水省及び厚労省は、インドに対し衛生証 その後は、必要な手続きを進め、速やかな	明書様式案を提示輸出開始を目指す	予定。 。				1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
5	インド ネシア	かんきつの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインドネシア側で 病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・インドネシアに対してリスク評価の進・インドネシア側から追加情報の提出要			- 促す。			0. 02億円	農林水産大臣

No	対象[対象となる事項	現状		対応	スケジュール				輸出可能性	担当大臣
INC	• 地	対象となる争項	玩仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一 期本り配注	担当人足
6	イントネシア	生産国認定品目の拡大	・現在「りんご」のみ生産国認定(2027年5月まで有効)。 ・2021年6月、認定品目拡大に向けインドネシア側へ「もも」「ぶどう」の新規認定を申請するように」との回答。 ・2022年6月、農林水産審議官からインドネシア農業省に対し要請。同年12月、申請手続きの弾力的運用を求める書簡を発出。 ・2024年5月及び7月にインドネシア大統領特大使に対して、申請の早期受理を要請。同月、在インドネシア大に要請に関する調査訓令を発出。の年11月に在尼大から「インドネシア内に要請に関する調査計令を発出。同年11月に在尼大から「インドネシア内に要請に関する調査計令を発出。同年11月に在尼大から「インドネシア内に要請に関する調査計会を関は、今回新生。	【対応方針】 ・農水省は、在外公館と連携しつつ、も 資料要求等に対応。	もも・ぶどうの生産国	副認定に関する手	続きが進捗するよ	う、インドネシフ	? 側からの追加の	もも0. 14億円 ぶどう0. 08億 円	農林水産大臣
7	イントネシア	牛乳・乳製品に係る技術プロトコルの二国間協議実施	・2021年インドネシア農業大臣令第15号に基づき、畜産物、動物性食品、食品以外の動物性生産品、ペットフード、動物由来飼料原料は、技術プロトコルの作成が必要。・まずは、輸出事業のも具体的な要望があった牛乳・乳製品について協議が確認された場合、関係課と対応。・2023年10月、日本から牛乳乳製品の生産国認定に係る質問票への回答書を提出。・2024年6月、インドネシア側から、書類審査が完了し、現地審査へ移行する旨の通知。・同年11月、牛乳乳製品の施設認定に係る質問票への回答書を提出。・2025年4月、インドネシア側から、追加質問票への回答書を提出。・2025年4月、インドネシア側から、追加質問が接到。	農水省は、在外公館等と連携しつつ	、インドネシアによっ	る現地調査等に対	寸応。			0.5億円(2021 年牛乳乳製品 輸出実績)	農林水産大臣 厚生労働大臣
8	イントネシア	残留農薬等検査機関の登録 更新及び新規登録	・インドネシア向けには、17品目の植物由来生 鮮食品の輸出が可能。 ・このうち生産国認定済みのりんごを除く16品 目を輸出するには、日本国内検査機関による ロット毎の残留農薬等の検査を提出する必要。 ・残留農薬等の検査を行うことができる検査機 関の登録有効期限が2025年6月30日で失効する ため、2016年インドネシア農業大臣令第55号に 基づき、2024年12月末までに検査機関の登録更 新申請及び新規登録申請を行う必要(12月27日 にインドネシア側へ提出済)。 2025年5月26日付け書簡により、尼検疫庁から 資料の追加要求が接到。	農水省は、在外公館と連携し、関係追加の資料要求等に対応。	系規則が2025年7月1日	付けで施行され	るようインドネシブ	ア側からの		米 0.2億円、 梨 0.2億円、 桃 0.1億円 (2023年輸出 実績) ※2023年の 第3対 当ははのうち上 記3品目のみ。	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			動出可能性	担当大臣				
INO	• 地域	別家には句事項	-5T.1A	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	半肋山 凹 抢往	뜨리스도
9	韓国	原発事故に伴い、 ・福島県等8県からの全て の水産物について、全面的 に輸入停止 ・8都道県の水産物並びに 13都県の水産物及び輸入停放 対性物質検査証明書がいた 全ての食品に産地証明書を 要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国 にモニタリング調査結果等を示し、復興庁によ る原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。	、レベルでの働きか 発信を引き続き行い	いけ及び在外公館 いつつ、機会を捉	等も活用した働きだ えて働きかけを実	かけを実施。 施。	丁寧な情報発信	486億円(※) の内数 (※2020年4月 時点で規制を 維持してでは域へと 国・102010年の 2011年の・ 2011年物 水産輸出 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 外務大臣 後蔣產業 経済産業
10	韓国	牛肉の輸出解禁	・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を接受。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。 ・2024年4月、韓国から追加質問を接受。 ・2024年8月、日本から追加質問への回答書を提出。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、韓国による書類審 定。 ・農水省及び厚労省は、在外公館等と連携			件の設定、衛生証	明書に合意し、軸	前出要綱を公表予	41.3億円 (2018年香港 向け牛肉輸出 実績) (韓国の名目 GDPは香港の約 4倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣
11	韓国	牛乳・発酵乳等の許容品目 への追加	・韓国へ輸出可能な牛乳・乳製品の品目の追加には、輸入衛生評価が必要。 ・2025年4月、韓国へ現行輸出できない飲用牛乳、発酵乳等について協議を要請。 ・今後、質問票が提示されれば回答を行う予定。	【対応方針】 農水省は、韓国から質問票が提示されれば その後は、必要な手続きを進め、速やかな			回答を作成し、提	出予定。		1億円(香港向 けヨーグルト の2024年輸出 実績1.27億円 と同程度)	農林水産大臣 厚生労働大臣
12		鶏卵及び鶏卵製品の施設認 定権限の委譲	・認定権限委譲のためには、十分な輸出実績を 積み上げた上で、現地査察を受ける必要があ る。 ・輸出が順調に伸びているところ、現地査察に 向けた事前質問票への回答を2024年8月に提 出。 ・現地査察は実施されず、2025年5月、認定権 限を委譲する旨の書簡を接受。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、要綱を改正・公ま						鶏卵 0.02億 円	厚生労働大臣 農林水産大臣
13	タイ	玄米の輸出解禁	日本から提出した検疫措置案を踏まえてタイ側で検討中。 ((一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会が協議を要望。)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期 ・タイ側から追加情報の提出要請があれ						1.8億円(720 トン)	農林水産大臣
14	タイ	すだちの輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を検討中。 (徳島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対してリスク評価の進捗を定 ・タイ側から追加情報の提出要請があ						0.04億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対応	スケジュール				動出可能性	担当大臣
NO	• 地域	対象となる事項	-5T.1/\	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 柳山門配住	担当人任
15	タイ	かんきつの輸出における検 疫条件の緩和 (生産園地での害虫調査の 条件緩和、輸出可能時期の 拡大)	ついて協議中。 ・生産園地での害虫調査の条件緩和 (二重見 磁緩見が投送を再規)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的 ・タイ側から追加情報の提出要請があれ						0.05億円程度	農林水産大臣
16	タイ	月末初残笛辰条快宜のルー	・2024年9月にタイ保健省食品医薬品局 (FDA) が実施したパブコメに対し、意見提出を実施。・タイ側改正措置案の定義等を明確化するため、タイに対して質問状を介して内容の確認を実施。	農水省は、 ・輸出支援プラットフォームと連携して ・2025年施行予定であるタイ側の改正指 事業者周知を実施。	集した情報の	青果物等の輸 出実績 (2024年)31 億円	農林水産大臣				
17	タイ		タイ側検査官との合同輸出検査から年1回の査察制への移行を要請中。 (茨城県、静岡県、鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的 ・タイ側から追加情報の提出要請があれ		–				0. 24億円	農林水産大臣
18	タイ	を含む製品の輸出解禁	2024年8月に保健省告示第377号「BSEリスクを伴う食品の輸入規制および条件」を廃止し、新告示案である「牛海綿状脳症 (BSE) リスクを伴う食品輸入原則および条件の規定」がパブリックコメントされ、コメント及び質問を送り、2025年2月に返答が接到。4月に手続き上の追加質問を送付。5月に返答が接到。	【対応方針】 ・輸出解禁後は他省庁や在外公館と連携し を行う。□	て事業者に情報技	是供を行うと共に、	、輸出時のトラブ	ルが発生しないよ	う適宜フォロー	1.6億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対応	スケジュール				動出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象にはの事項	ジェル 人	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 制山可化江	担当人任
19	田	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品(新 潟県産米を除く)の輸入停 止 ・その他道府県の放射性物 質検査証明書を要求等	含む参加国の分析機関の専門家による資料の採取が実施された。 ・2025年1月及び同年4月には、それぞれ2024年10月に採水した海水及び2025年2月に採取した	各省庁において、残された規制の撤廃に向 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と ・外務省は、様々な外交機会におけるハイ ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あら	連携しつつ、科学 レベルでの働きか 信を引き続き行い	的根拠に基づき、 け及び在外公館等 つつ、機会を捉え	穿も活用した働きた えて働きかけを実力	かけを実施。 施	丁寧な情報発信	486億数00(時継国の2010年輸出円数2020年制い向~農食少年制い向~農食少年の・減少年の・減少年の・減少の額)	農棒生務務興済在大大大大大大大大臣臣大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大

No	対象国	対象となる事項	現状		対応:	スケジュール				動出可能性	担当大臣
	・地域	対象になる事項	96100	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 柳四马尼江	担当人任
20	中国	ALPS処理水放出に伴う日本 産水産物の輸入停止	する発表を両国できちんと実施していくことを	【対応方針】 ・ALPS処理水の海洋放出前に登録がなされ・あわせて、説明会やホームページ等を活・農水省・厚労省は、再登録手続や放射性なって取り組んでいく。	用しながら、スト	ロンチウム・トリ	Jチウムの検査もa	含めて周知・案内	していく。	836億円(※) の内数(※ 2022年中国向 け水産物(額)	農林水産大臣厚生労働大臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール 7日 8日 9日 10日 11日						- 輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象とはる事項	现仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	■ 制造り配注	担当人臣
21	中国	牛肉の輸出解禁	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。・2024年11月、日中首脳会談において、石破総工がら、日本産牛肉の輸入再開、精米の輸入に係る当局間協議の早期再開を求確認。・2024年12月、日中前とでは、高地域の中期、精確認。・2024年12月、日本時間議の早期の中間、大に係る当局間協議の早期の中間、大に保証の外相は、日本局間協議の早期再開を確認、両外相は、日本局間協議の早期再開を確認、「2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイレベルでの会談において、日中首脳会談、外相続の成果を実施に移すため、双日中可動物衛生検疫協定についても、早期発効に向けて意思疎通を継続することで一致。	・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、あらけて協議の実施を働きかける。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解 〈参考〉 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要 1日中動物衛生検疫協定の発効 2中国側	ゆる機会において 禁に向けて協議を なステップ:	、農相をはじめる 実施。	T能な限りハイレ [、]	ベルで、中国向け		41.3億円 (2018年香港 向け牛肉輸出 実績、中国の 名目GDPは香港 の約35倍)	外務大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣
22	中国	鶏肉の輸出解禁	・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。	【対応方針】 ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解			−め、中国側と協詞	並 我 o		11. 4億円 (2018年香港 向け鶏肉輸出 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
23	中国	鶏卵の輸出解禁	・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。	【対応方針】 ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解			こめ、中国側と協	·盖 教。			農林水産大臣 厚生労働大臣
24	中国	乳・乳製品の輸出解禁	・輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目 の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国 間で日中動物衛生検疫協定に署名。	【対応方針】 ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解						25. 5億円 (2018年香港 向け牛乳乳製 品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣

	対象国	44.A. 1. 45.7 = 1°E	TBJL				±0.11. ¬ 45.44	#1 W + F			
No	• 地域	対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	→ 輸出可能性	担当大臣
25	中	精米工場及びくん蒸倉庫の 追加指定	・2008年3月に 判工解学。 精末上場Iか所、くん蒸倉庫2か所が指定。 2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追指定。 (その後、くん蒸倉庫2か所は老朽化のため取り壊し。 現在、精米工場3か所及びくん蒸倉庫5か所が指定。)・2024年11月、日中首脳会談において、、輸出工作係る当局間協議の早期再開を求破認は、意思疎通を継続していくにおいて輸出拡大に係る当局間協議の早期再開をを確認。・2024年12月、日中首以表表で、12024年12月、日中首以表表で、12024年12月、日中首以表表の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を求破認は、意思疎通を継続していくにおいて、自動の制工が開業が、特権認、・2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイロは、50万年1月、江藤農林水産大臣によるハイロ、100万年1月、江藤農林水産大臣によるハイロ、100万年1月、江藤農林水産大臣によるハイロ、2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイロ、2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイロ、2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイロ、2025年3月、岩屋外務大臣と王毅外交部長による日、100万年1月、100万年1	【対応方針】 ・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、あら 検疫条件の一部変更について中国側に協議	1 7 14 A 1 - 1 - 1 - 1	- mun + 1 L 18 14 *			加指定に向け、	20億円 (5, 000 トン)	外務大臣 農林水産大臣
26	中国	ぶどうの輸出解禁	・中国側で輸出解禁条件について検討中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・中国に対して検討状況等の進捗を定 ・中国側から追加情報の提出要請があ						0.16億円	農林水産大臣
27	中国	新規魚種登録等	・中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 ・2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。	農水省は、中国側に検討状況を確認し	つつ、継続協議。					8億円(新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2020年中国向け輸出単価から推計)	農林水産大臣
28	中国	ペットフードの輸出解禁	中国側の専門家による現地調査の実施を調整 中。	【対応方針】 ・農水省は、中国側に対して現地調査の早	期実施を促す。					2億円	農林水産大臣
		フグの輸出解禁(フグの輸	・民間フグ団体から、中国、香港、台湾への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけている。 ・現状は以下のとおり。 【台湾】2023年11月に台湾側の書類審査が完了	台湾については、現地査察の結果を踏ま	₹え、台湾側で審査	を後、追加情報の	是出要請等があれ	ば速やかに対応。		0. 2億円(シン ガポールへの	農林水産大臣
29	台湾	フケの制	し、2024年9月に現地査察を実施。 【中国】新規魚種登録を検討中。 (※なお、香港は、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、上記2カ国・地域への働きかけを優先。)	中国については、先方の対応状況を確認	思し、必要な情報で	を 提供。				平均的なフグ の輸出量(筋 肉のみ)を基 に推計)	展州小连人品 厚生労働大臣 外務大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対応	スケジュール				→ 輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象とはる争項	5%(人	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一期山り肥注	担当人臣
30	台湾	原発事故に伴い、 ・福島等5県産の全ての食品(酒類を除く)に放射性物質検査報告書を要求 ・全ての日本産食品(酒類を除く)に産地証明書の添付を要求	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し台湾 にモニタリング調査結果等を示し、復興庁によ る原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入 規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつ・外務省は、日本台湾交流協会等を通じた・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。	台湾当局・政界・	世論への働きか	けを実施。	会議等において、	丁寧な情報発信		農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
31	台湾	新たな規制に対応する水産物の衛生証明書の発行体制の整備	・2022年7月、台湾が、2024年1月1日以降、台湾に輸入されるすべての動物性水産物に施設定及び衛生部間書を求める旨をSPS通報(現行は貝類に衛生証明書が求められているのみ)。併せて、新規制に円滑に移行するため、台湾に水産食品の輸出実績がある施設のリストの提供を要請。・2022年末より、台湾向け水産食品の輸出に順次提出。・2023年4、10、11月、事業者向け説明会を開催。・2023年11月、新規制に係る要綱案を作成し農水省HPに掲載。・2023年12月、台湾が新規制の施行を延期する旨をSPS通報(施行日は未定)。・2024年8月~9月、台湾側が、わが国の水産物の安全管理体制を評価するためのシステムの一環として現地査察を実施。・現地査察の結果を踏まえて台湾側で評価中。	農水省は、 ・新規制施行日を踏まえて要綱を制定。 ・台湾向け水産食品の輸出実績があるが 新規制施行後の施設認定が可能となる。 期完了に向け台湾側に働きかける。	施設リスト等の更新			:ともに、システィ	ム査察の早	-	農林水産大臣
32	台湾	高病原性鳥インフルエンザ に関する地域主義の適用	・2021年12月、台湾が高病原性鳥インフルエンザの地域主義適用に関する規則(質問票を含む)を施行。 ・2022年7月、質問票への回答を提出。 ・2022年11月に追加質問あり、同年12月に回答提出。 ・2023年3月に台湾が、2024年6月までの時限的措置として「輸出前28日間に高病原性鳥インフルエンザの発生がない農場からの鶏卵及び液卵の輸入を受け入れる」旨公表。 ・2023年11月に追加質問があり、同年12月に回答提出。 ・2024年4月に専門家による技術的な評価が終了したとのこと。 ・手続きを進めるよう台湾側に働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、速やかに地域主義が適用され	るよう協議を実施	Īo				-	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			輸出可能性	担当大臣				
NO	• 地域	対 外 C は ② 尹 垻	÷π1Λ	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		뜨리스보
33	台湾	トマトの輸出解禁	日本から提出した情報を基に台湾側で病害虫リスク評価を実施中。 (熊本県が協議を要望)	農水省は、 ・台湾に対してリスク評価の進捗を定其 ・台湾側から追加情報の提出要請があれ		の回答を促す。				0.01億円	農林水産大臣
34	フィリ ピン	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、フィリピンに対し輸出解禁要請 を実施。 ・2024年6月、質問票を入手。	農水省及び厚労省は、2025年7月までに質問票に対する回答を作成し、フィリピンに提出。	農水省及び厚き	労省は、フィリヒ	ピン側から追加の質	間等あれば速やが	かに対応。 /	1. 4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
35	フィリ ピン	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病 害虫リスク評価を実施中。 (山梨県が協議を要望)	農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進捗 ・フィリピン側から追加情報の提出要請			促す。			0.01億円	農林水産大臣
36	フィリ ピン	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。 (山梨県が協議を要望)	農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進掘・フィリピン側から追加情報の提出要認			促す。)0.01億円	農林水産大臣
37	フィリ ピン	かんしょの輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に 必要な情報を準備中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、病害虫リスク評価に必要な情	青報の準備が整い次	第、フィリピン	に対して速やかに	輸出解禁を要請。		0. 18億円	農林水産大臣
38	ブルネ イ	牛肉の輸出解禁	・解禁には、国及びと畜施設による質問票への 回答提出後、机上審査及び実地検査を受け、ブ ルネイ側と輸入条件に合意する必要。 ・2024年10月、質問票に対する回答をブルネイ 側に提出。 ・2025年5月、ブルネイ側から質問が接到。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、追加の質問につい ・ブルネイによる机上審査後、実地検査に		整する。				0. 45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
39	ベトナ ム	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害 虫リスク評価等を実施中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、ベトナム側からの追加情報の	刀提出要請があれば	ば速やかに対応。				0. 2億円	農林水産大臣
40	ベトナ ム	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害 虫リスク評価を実施中。 (山形県、福島県、山梨県、和歌山県及び岡山 県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗で ・ベトナム側から追加情報の提出要請が			す 。			0. 05億円	農林水産大臣
41	ベトナ ム	かきの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害 虫リスク評価を実施中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗で ・ベトナム側から追加情報の提出要請抗			<u>-</u>			0.02億円	農林水産大臣

No	対象	対象となる事項	現状				動出可能性	担当大臣			
NO	• 地	対象となる事項	現 朳	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 期本可能性	担当人足
42	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の 輸入停止 ・4県産野菜・果実等に放 射性物質検査証明書を要求 等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港 にモニタリング調査結果等を示し、復興庁によ る原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入 規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携して・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。	レベルでの働きた 信を引き続き行い	いけ及び在外公館 いつつ、機会を捉	等も活用した働き えて働きかけを実	拖。	丁寧な情報発信	486億円 (※) の内数 (※2020年4月 時点でした。 は下れては を維持・地域年で 2011年物・ 2011年の 30 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31 31	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
43	香港	ALPS処理水放出に伴う10都 県産水産物等の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携 し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置 は科学的根拠に基づかないものであるとして撤 廃を働きかけ。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学	ゆる機会において	て、働きかけを行	うとともに、国際:		丁寧な情報発信	498億円 (※) の内数 (※ 2022年香港向 け水産物 (食 用) 輸出額)	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
44	香港	高病原性鳥インフルエンザ に関する地域主義の適用単 位(都道府県→市町村)の 縮小	・地域主義の適用単位を縮小するための輸出条件等について協議中。 ・2025年4月、香港側から証明書様式の最終版の送付依頼。 ・2025年5月、日本側より証明書様式を送付。	【対応方針】 農水省は、引き続き輸出条件等に関する協	議を行い、協議だ	がまとまり次第、「	輸出要綱を改正。			15億円	農林水産大臣
45	マカオ	原発事故に伴い、 ・福島県の野菜・果物・乳 製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、外務省等と連携して・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。	レベルでの働きた	いけ及び在外公館	等も活用した働き		丁寧な情報発信	486億円 (※) の内数 (※2020年4月 時点を超り 時点でしました。 は持・地域の 2011年物で 2011年物・減 の輸出 が、 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
46	マカオ	ALPS処理水放出に伴う10都 県産の生鮮食品、動物性食 品、海塩、海藻の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携 し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置 は科学的根拠に基づかないものであるとして撤 廃を働きかけ。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学	ゆる機会において	て、働きかけを行	うとともに、国際		丁寧な情報発信	61億円(※) の内数(※ 2022年マカオ 向け農林水産 物輸出額)	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
47	UAE	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、UAEに対し輸出解禁要請を実施。 ・2024年6月、質問票を入手 ・2025年3月、質問票の回答送付	農水省は、UAE側から追加の質問等あれ	ず速やかに対応。					3億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール 7月 8月 9月 10月 11月							担当大臣
NO	・地域	対象となる事項	±t1∧	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	_ 輸出可能性	担当人是
48	ク ウェー ト	牛肉の輸出解禁	・2024年5月、クウェートに対して輸出解禁要請 ・2024年10月、証明書様式案を送付 ・2024年12月、クウェート側より回答 ・2025年3月~6月 クウェート側と証明書様式 に関する調整を実施	農水省及び厚労省は、2025年6月までに証明書様式の最終案をクウェート側へ送付し、2025年7月までに要綱を作成・公表。						1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
	<u></u>		・現在、豪州向けさけ科魚類(豪州側の規定に よりアユを含む。)は疾病への懸念から一部 (加熱済さけ科製品)を除いて輸出できない。	農水省は、シロサケ及びアユに関する疾	病発生状況調査を	実施。				>	#11.1
49	豪州	さけ科魚類の輸出解禁	・2024年10月に現地査察を実施。 ・輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を継続。	農水省は、現地査察の結果を踏まえ、豪 また、豪州側からの指摘等を踏まえ輸出			請等があれば速や	かに対応。		0.6億円	農林水産大臣
			・2024年10月に豪州側で検疫条件案を公表(2 か月間のパブリックコメント)。豪州側で検疫 条件の最終案を作成中。 ・2026年6月以降に導入予定の食品衛生要件と	農水省は、 ・豪州に対して検疫条件の最終案の作成 ・豪州に対して国内手続きの進捗を確認		を適宜確認。					
50	豪州	メロンの輸出解禁	して、IS022000又は、GFSI承認の認証プログラムの認証取得が要件となることが2024年10月に公表され、輸出要望県に情報共有済み。また、支援としては、認証取得に係る費用への支援の情報共有を行った。	農水省は、食品衛生要件案については、	メロン生産者に対	†し認証取得を 核	食討するよう働きか	ける。		0.19億円	農林水産大臣
51	豪州	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基に豪州側で病害虫リスク評価を実施中。 (福島県が協議を要望)	農水省は、 ・豪州に対して病害虫リスク評価の検記 ・豪州側から追加情報の提出要請があれ			を促す。			0.03億円	農林水産大臣
52		りんごの輸出における検疫 条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤 廃)	日本から提出した情報を下に豪州側で病害虫リスク管理措置を検討中。 (岩手県が協議を要望)	農水省は、 ・豪州に対して病害虫リスク管理措置の ・豪州側から追加情報の提出要請があれ		崔認し、早期の[回答を促す。			0.03億円	農林水産大臣
53		日本産鶏卵製品解禁及び粉 卵輸出条件の改定協議	2024年12月頃にNZ側に輸出条件の改定協議の申入れを連絡。(NZ側としては、現行で使用されている粉卵輸出条件を改定する形での対応で良いとのこと)	農水省は、2025年6月ま でに質問状への回答を 作成し、NZに提出。	は、NZ側から追加の	D質問等あればi	速やかに対応 。			2億円	農林水産大臣
54		ゆず等のかんきつ類の輸出 解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管理措置を検討中。 (和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び鹿児 島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク管理措置の検討状・米国側から追加情報の提出要請があれ		し、早期の回答	≶を促す。			0. 22億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			- 輸出可能性	47.4.4.				
NO	• 地域	対象となる争項		7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 制工可能性	担当大臣
55	米国	だいこんの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期 ・米国側から追加情報の提出要請があれ						0. 4億円	農林水産大臣
56	米国	キャベツの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定算 ・米国側から追加情報の提出要請があれ						0.5億円	農林水産大臣
57	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管 理措置を検討中。 (山形県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク管理措置の検討れ ・米国側から追加情報の提出要請があれ			を促す。			0. 12億円	農林水産大臣
58	米国	かんしょの輸出解禁	日本側から提出した情報を基に米国側で病害虫 リスク評価を実施中。 (茨城県、徳島県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定 ・米国側から追加情報の提出要請があれ					/	∤17. 2億円	農林水産大臣
59	米国	クロマツ盆栽の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (香川県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期 ・米国側から追加情報の提出要請があれ						0.7億円	農林水産大臣
60	米国	りんごの輸出における検疫 条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤 廃)	日本側でリスク管理措置の検討に必要な情報を 準備中。 (岩手県が協議を要望)	農水省は、リスク管理措置の検討に必要	要な情報の準備が 整	とい次第、米国に	対して速やかに提	ш.	/	0.03億円	農林水産大臣
61	米国	牛肉の低関税枠の利用	・2025年1月17日、米国の牛肉低関税輸入枠 (4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化と なり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・農水省は、関連情報を収集するとともに、米 国側への働きかけを実施。	農水省は、日本産牛肉の低関税での輸出	について、米国側	へ働きかけ。				2025年:185億 円 牛肉の米国向 け輸出実績: 2023年:93億 円 2022年:91億 円 2021年:103億 円	農林水産大臣
61	米国	牛肉の低関税枠の利用	(4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化となり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・農水省は、関連情報を収集するとともに、米	農水省は、日本産牛肉の低関税での輸出	について、米国側	へ働きかけ。					2023年:93億 円 2022年:91億 円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状		対応	スケジュール				動出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象となる争項	-5元1人	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一 期山り形注	担当人臣
62	米国		・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省(当時、現消費者庁)、 農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行に ついて協議実施。 ・2021年3月にFDA申請済。FDAからの認可連絡 待ち。	・農水省は、定期的に進捗を確認し必 ・事業者は、米国FDAからの認可連絡・ ・農水省及び事業者は、認可を受けた 大。	を待つとともに、必	要に応じ、認可に	こ向けた対応を実施		こ品の輸出拡	208億円 (加エカーンに 果一のの結果計) 加工向は 1020年 : 524億円 2019年 : 542億円 2018年 : 498億円 2017年 : 457億円	農林水産大臣
63	米国	ぶどうの輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に 必要な情報を準備中。 (福岡県が協議を要望)	農水省は、病害虫リスク評価に必要な	は情報の準備が整いど	7第、米国に対し	て速やかに輸出解	禁を要請。		0. 2億円	農林水産大臣
64	カナダ		カナダ側から提出された情報を基に日本側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、カナダ側から提出された¶	情報を基に速やかに	リスク評価を行し	 ヽ、カナダ側へ提出	•		〉0.06億円	農林水産大臣
65	メキシ コ	ストック種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進行。 ・メキシコ側から追加情報の提出要認			建す 。			0. 4億円程度	農林水産大臣
66		トルコギキョウ種子の輸出 解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進掘・メキシコ側から追加情報の提出要認			ਦ			0. 6億円程度	農林水産大臣
67	メキシコ	キャベツ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進 ・メキシコ側から追加情報の提出要			足す 。		/	4. 8億円	農林水産大臣
68	メキシコ	ハクサイ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進 ・メキシコ側から追加情報の提出要						⟩ 0. 2億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対原	スケジュール					担当大臣
	• 地域	対象になる事項	SUN	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 柳山马的江	担当人臣
69	メキシ コ	の委譲 (2024年3月に新規施設認 定については対応済み)	く施設認定権限の移行> ・2022年12月にメキシコ側より施設認定権限の ・2022年12月にメキシコ側より施設認定権限の 移行に関する質問票を接受。 ・2023年1月にメキシコ側に質問票の回答を送 付したところ、同年5月にメキシコ側より追加 質問を接受。 ・2023年11月にメキシコ側に追加質問への回答 を送付。 ・2024年6月にメキシコ側より追加質問を接 受。	厚労省は、2025年8月までに追加質問の シコ側に提出。	回答をメキ	厚労省は、メキ ば速やかに対応		ロ情報の提出要請だ	があれ	_	厚生労働大臣
70	パラグ アイ	牛肉の輸出解禁	・2019年5月に質問票を接受し、2020年8月に回答。 ・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。 ・現在、輸出条件・証明書様式等について協議中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、輸出条件の設定、	証明書様式に関す	する協議完了後、韓	俞出要綱を作成・	公表。		0.01億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
71	ブラジ ル	蒸の撤廃)	・日本から提出した情報を基にブラジル側で病害虫リスク評価を実施中。 ((一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会が協議を要望。) ・2025年3月、ルーラ大統領の国賓訪日に際して、両首脳間で合きした「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクションで、日本産精米、二枚貝、焼めの・プラン」で、日本産農産物・食品のブラジル市場への輸出に関する議論を継続することで一致。	農水省は、 ・ブラジルに対してリスク評価の進捗 ・ブラジル側から追加情報の提出要請			す。			0.05億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対原	なスケジュール				■ ■ 輸出可能性	担当大臣
NO	地域	対象となる事項	-5% 1/A	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一制山り形に	担当人臣
72	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール 濃度規制への対応	・ブラジルでは、ブラジル機・大きな関係をは、ガラジルでは、ガラジルル農・大変ののは、ガラジルル農・大変のののが、大きをできまれている。基準に対している。基準に対している。基準に対している。基準に対している。基準をはいいでは、ガラジル側が、大きに対している。をできたが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対し、対し、大きに対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	財務省等は、迅速な改正がなされるよ行っていく。	くう、日伯・農業食	t料対話などを通(こてブラジル側に、	引き続き働きか(†**	0.08億円 焼酎のブラジ ル向け輸出 額: 2023年0.06億 円 2022年0.03億 円	財務大臣
73	ペルー	精米の輸出解禁	ペルー側から要請のあった追加情報について、 日本側で必要な情報を準備中。 ((株)百笑市場が協議を要望。)				に確認し、早期の速やかに対応。	回答を促す。	/	0.04億円	農林水産大臣
74	EU		・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省(当時、現消費者庁)、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。 ・2023年3月に欧州食品安全機関(EFSA)申請済。EFSAからの追加質問に対応中。	・農水省は、必要に応じ事業者への支持 ・事業者は、EUの審査過程での指摘等は ・農水省及び事業者は、認可を受けたは を図る。	こ対して、認可に「	句けた対応を実施		を使用した加工食	品の輸出拡大	49億円 (加工食品 メーカーへの ヒアリ基に 計) 加工食品のEU 向け輸出額: 2019年:247億 円 2018年:222億 円 2017年:207億 円	農林水産大臣
75	EU	混合食品に使用する米国由来の動物性加工済原料が、 EUの認定施設で製造され、 衛生要件に適合することを 証明する衛生証明書が必要	2024年12月、木国側に開生証明書の励識を要請。 請。 現在、米国側の回答待ち。	農水省は、EU向け混合食品に使用するに適合していること等を証明する証明 国である米国と協議。						3億円 加工食品のEU 向け輸出額: 2023年381億円 2024年424億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対応	スケジュール					担当大臣
NO	地域	対象となる事項	5% 1A	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 制山り形圧	担当人臣
76	ウクラ イナ	牛肉の輸出解禁	・2021年12月、二国間協議開始。その後、ロシアによるウクライナ侵略が開始され、作業を停止。 ・2024年、在ウクライナ大使館や事業者から引き続き輸出希望があることを確認。 ・2025年1月、ウクライナ側より輸出要件に関する口上書を接受。 ・2025年4月、日本から輸出要件に関する質問票を送付。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、ウクライナ向けの	輸出解禁に向けて	協議を実施。				0. 3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
77	ウズベ キスタ ン	キウイフルーツの苗木の輸 出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に 必要な情報を準備中。 (福岡県が協議を要望)	農水省は、病害虫リスク評価に必要な作	青報の準備が整いク	7第、ウズベキス	.タンに対して速や;	かに輸出解禁を要	請。	0.01億円	農林水産大臣
78	EU、英 国 イ、 トナム	輸出先国におけるGI保護制度の状況等を勘案し、戦略的に各国との相互保護の枠組み作り等の交渉を推進	・EU及び英国とのEPAに基づくGIの追加指定による相互保護の取組を実施。・日英・EPAにおいては、2024年12月に2回目の追加指定手続きを完了したところ。EUとの相互保護については、双方で保護対象GIの追加手続きを実施。・タイ及びベトナムとのGI申請の試行的事業を実施(日タイ間:日本側6産品/タイ側3産品登録、日ベトナム間:日本側3産品/ベトナム側2産品登録)	農水省、財務省及び外務省は、EU及び英 向のあるGI産品を中心に追加指定に向け 予定。英国については、2025年以降の保 農水省は、タイとの相互保護を見据えて 我が国GI産品の一層の輸出促進を図る。 農水省は、ベトナムとの相互保護を見据 働きかけ、我が国GI産品の一層の輸出促	た協議を実施。EL 民護対象GI追加に関 一意見交換を継続す 「意見交換を継続す	については、20 する働きかけを る。引き続き、	25年末に両国が満足行う。 分イに申請中の我だ	さできる方法によ 「国GI産品の登録	り追加保護を	_	農林水産大臣 財務大臣 外務大臣
79	米国、英国	有機酒類の同等性承認	改正「日本農林規格等に関する法律」(2022年 10月施行)に基づき、有機加工食品のJAS規格 に有機酒類を追加。 JAS認証を取得していれば、相手国の有機認証 を別途取得せずとも有機酒類として輸出が可能 となるよう、米国及び英国と有機酒類の同等性 の相互承認に向けた協議を実施中。	農水省及び財務省は、米国及び英国との 等性を相互に確認するための書類審査等)認証制度の同					農林水産大臣 財務大臣
80	ロシア	原発事故に伴い、 一部の都道府県の水産物以 外の食品を対象に放射性物 質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し、 様々な機会を捉え検査証明書添付義務の撤廃を 働きかけ。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、	今後の対応につい	て検討中。				486億円 (※) の内数 (※2020年4月 時点で規制を 維持し域ででは の2010年の 2011年・ 2011年・ 2011年 の報出減少 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 作興大臣 後済産業大臣

N	対象	国 対象したで東西	41/BIT		対応	スケジュール				松山可牝桝	47.4.4.1
IN	• 地	対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 輸出可能性 -	担当大臣
8	ロシ	。 ALPS処理水放出に伴う日 産水産物の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を働きかけ。 く追加的モニタリング> ・2024年9月、IRAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観から、IEAEの枠組みの下での現行のモニタリングが拡充されることで一致。 ・2025年4月15日に、IAEA関係者及びロシアを含む第三国分析機関関係者が来日し、第3回の追加的モニタリングとして、試料の採取等が実施された。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学	ゆる機会において	て、働きかけを行	うとともに、国際		丁寧な情報発信	2.8億円(※) の内数(※ 2022年ロシア 向け水産物輸 出額)	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
8	! ロシ	7 家きん肉・卵の輸出解禁	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査 の最終報告書の提示待ち。 ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農 業関係次官級対話において、ロシア側に報告書 の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡によ り、ロシア側に報告書を要求。 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、 これに回答。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、	今後の対応につい	いて検討中 。				(家きん肉) 0.01億円 (鶏卵) 0.02億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
8	3 ロシ	牛肉の輸出施設の追加及 認定権限の委譲 (日本は、口蹄疫非清浄 の対日輸出施設は、日本: 個別に査察して認定)	・2019年2月に輸出認定申請施設のうち、2施設 ・2019年2月に輸出認定申請施設のうち、2施設 国がロシア側に迫加設定されたレースであり、現		今後の対応につい	いて検討中。				3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
8	・ロシ	輸出水産食品施設登録の 別及びロシア側施設リス の修正	・ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、施設の規則変更により、現在、既存登録設設的の輸出であり、新規施設登録の再開においるため、新規施設登録の再開にた協議が必要。・ロシア側から提示された新規登録希望施設にでは高いでは、ロシア側がら提示された新規登録を開います。関する質問票は既に回いて、ロシア側が追記を設け、のでは、自動のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、	今後の対応につい	いて検討中。				5億円 ロシア向け水 産物輸出額: 2023年: 9億円 2022年: 2.8億 円 2021年: 3.2億 円	厚生労働大臣

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国	対象となる事項	現状		対	応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	• 地域	7.7.X.C 0. 0 4. X.	3000	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
85	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 日本フードパッカー(株)道南工場(北海 道) (2024年1月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、シンガポール向けの申請に (参考)事業者の計画:(シンガポール				ハ、問題がなけれ	ば施設認定。	0.2億円 (各国向け輸出予定 額の合計)	厚生労働大臣
86		食肉製品製造施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)H・I(福岡県) (2024年11月施設整備完了)	・厚労省は、事業者から申請書が提出さ (参考)事業者の計画:2025年8月申請予			認定。			2030年6月期:0.4億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
87	シンガポール 台湾 香港 米国等	牛肉処理施設の認定が必 要		事業者が2026年度の新牛肉処理施設稼する等、技術支援を実施。 ※5者協議:輸出施設の整備検討の段階が 所)、事業者が施設整備、衛生管理、人	いら農水省主催で厚	夏労省(本省、地)	方局)、都道 府県	等(本庁、食肉種	衛生検査所/保健	米国:0.4億円 その他(国・地 域):29.6億円 (事業者からの聞き 取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
88		食肉製品製造施設の認定 が必要	【認定申請に向け準備中】 (株)クイックス(福岡県) (2022年3月施設整備完了)		れ次第審査を行い 月申請予定、2025年)2025年7月申請予 7月申請予定、202	F8月認定取得希望 B定、2025年8月認	! !定取得希望			2027年3月期:1億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
89	台湾、シンガポー ル	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)八重山食肉センター(沖縄県) (2025年10月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出さ (参考)事業者の計画:(台湾)2025年 (シンガポール		25年12月認定取得	希望			2029年3月期:0.3億 円	厚生労働大臣 農林水産大臣
90		豚肉製品製造施設の認定 が必要	日本ハム北海道ファクトリー (株) 旭川工場 (北海道) (シンガポールは、2024年4月認定済み)	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、台湾による現地 (参考)事業者の計画:2025年7月認定即		が承認した場合は	、厚労省は輸出	啄肉製品取扱施設	として認定。	_	厚生労働大臣 農林水産大臣
91	香港、EU	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 佐賀県食肉センター(佐賀県) (2023年3月施設整備完了) (米国は2023年12月、タイは2024年7月、 シンガポールは2025年5月、台湾は2025年6 月に認定済)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出さ (参考)事業者の計画: (香港) 2025年 (EU) 2026年月	丰度中	、書類審査及び弱	地調査を実施し、	. 問題がなければ	認定。	米国:0.3億円程度 EU:0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
92	インドネシア、 UAE、マレーシ ア、サウジアラビ ア、シンガポー ル、台湾等	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 (株) SEミート宮崎(宮崎県) (2024年1月施設整備完了) (インドネシア:2025年2月自治体認定 済)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出さ (参考)事業者の計画: (マレーシア) (UAE) 2025年8	2025年7月申請予定		が認定。			6. 45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
93	米国、EU、香港、 台湾等	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け施設整備中】 北海道和牛マスター(株)(北海道) (施設整備完了予定:2026年度) ・2023年10月に5者協議を実施	厚労省及び農水省は、竣工後早期に申	請できるよう、必動	要に応じ5者協議を	実施する等、技術	衍支援を実施 。		38億円(各国向け輸 出額の合計)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対	応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	• 地域	NAC O O TY	36 70	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	+193 ET - 3 HC II	EJXE
94	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)エマック(千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2026年1月申請予			いれば認定。			2029年12月期:4.2 億円	農林水産大臣
95	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)兆星(千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が持 (参考)事業者の計画:2026年2月申請予			いければ認定。			2030年4月期:1.1億 円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)ショクシン (大阪府)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2025年中に申請	提出され次第審査 予定、2025年中に	を行い、問題がた 認定取得希望	いければ認定。			2028年3月期:36億円	農林水産大臣
97	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 サンライズファーム(株) (高知県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2025年中に申請・			いければ認定。			2028年3月期:1億円	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)九州築地(宮崎県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年度中に申請予定、2025年度中に認定取得希望						2026年6月期:0.15億円	農林水産大臣
99	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)海幸(鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2025年中に申請・			いければ認定。			2025年12月期:0.48 億円	農林水産大臣
100	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)島水(鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2025年10月申請	提出され次第審査 予定、2025年12月	を行い、問題がた 記定取得希望	いければ認定。			2027年9月期:12.3億円	農林水産大臣
101	米国	水産食品加工施設の認定 品目の追加が必要	【認定申請準備中】 (有) やまた水産食品(鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2026年申請予定、			いければ認定品目	の追加を認定。		2029年3月期:0.14億円	農林水産大臣
102	: 米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 マルスイ小樽マリン(株)(北海道) (2026年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2027年1月申請予			いければ認定。			2031年3月期:2.05億円	農林水産大臣
103	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請整備中】 広瀬水産(株)(北海道)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2025年8月申請予			いければ認定。			2030年2月期:1.5億円	農林水産大臣
104	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (有)横田水産(北海道) (2026年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2026年11月申請・			いければ認定。			2031年2月期:0.75億 円	農林水産大臣
		1		J						1	

No	対象国	対象となる事項	現状		対	応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	・地域	7,3,2 0 0 4 7	350	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	TIDE 2 100 12	2-2712
105	米国	水産食品加工施設の認定 品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 石原水産(株) (静岡県) (2026年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2026年2月申請音			ければ認定。			2029年12月期:0.7億 円	農林水産大臣
106	米国、EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 丸啓鰹節(株)(静岡県) (2026年1月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が (参考)事業者の計画:2026年7月申請 2026年1月申請	予定、2026年8月認					2029年10月期:1.14 億円	農林水産大臣
107	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請中】 3施設が申請中。①飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会 ②和牛マスター食肉センター ③ (株) 阿久根食肉流通センター及びスターゼンミートプロセッサー (株) 阿久根工場・ブラジル側による施設の現地調査 (2023年9月) を実施。・ブラジル側から現地調査に係る報告書案が送付(2024年6月)。・同報告書案に係る日本側コメント及び施設の改善措置をブラジル当局へ回答(2024年7月)、審査の終了待ち。	【対応方針】 厚労省は、ブラジル側の審査が終了し、	承認が得られたら	。、認定の通知。				0. 4億円程度	厚生労働大臣
108	EU	牛乳乳製品の施設の認定 が必要	【申請準備中】 ・EU向け牛乳乳製品の輸出は、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している。(EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要。)・農事組合法人共働学舎新得農場ほか1施設が申請準備中。	農水省及び厚労省は、農水省の支援事 に向けた取組をフォロー。	業を活用した事業	者や輸出を志向す	る事業者に対し、	5者協議の実施等	施設認定	0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
109	EU	水産食品加工施設の認定 及び認定品目の追加が必 要	【認定申請準備中】 松岡水産(株) (千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者か (参考)事業者の計画:2025年3月に申記			、問題がなけれ	ば認定。		2026年12月期:0.8 億円	農林水産大臣
110	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)新海屋(宮崎県)		【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画: 2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						農林水産大臣
111	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【農水省にて審査中】 (有)丸二永光水産(北海道) ・同社は、2021年2月に申請書を提出し、 2022年7月及び2023年6月に2度のスクリーニング機関による現地調査を実施。2023年 7月に確認申請書が農水省に提出され、 2023年11月及び2024年11月に農水省による 現地調査を行い、現在、指摘に対する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請 (参考)事業者の計画: 2024年度中に認		問題がなければ認	定。			-	農林水産大臣
112	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)マリノス(千葉県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出さ (参考)事業者の計画:2027年中に申請			 [*] 認定。			2025年12月期:1億円 (EU向け全輸出品目 の予定額)	

No	対象国		現状		対	応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	• 地域			7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		,,
113	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)オリエンタルフーズ(静岡県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され (参考)事業者の計画:2025年3月申請、			ば認定。			2026年3月:0.03億円 (認定取得予定品目 分)	
114	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株) カン喜 (山口県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され (参考)事業者の計画:2026年9月申請予			 ば認定。			2028年3月期:1.8億円	農林水産大臣
115	EU	が必要	【農水省にて審査中】 熊本県海水養殖漁業協同組合(熊本県) ・同組合は、2019年12月に申請書を提出 し、2020年1月及び2021年9月に2度のスク リーニング機関による現地調査を実施。 2021年10月に確認申請書が農水省に提出され、2021年12月及び2023年5月に2度の農水 省による現地調査を行い、現在、指摘に対 する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2024年度中に認定取得希望					2025年1~3月 期:1.28億円	農林水産大臣	
116	英国	養殖魚用飼料施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)波崎ハイミール(茨城県) (2024年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						2027年9月期:3.1億円	農林水産大臣

注:本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定をいう。

2. その他

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール	輸出可能性	担当大臣
	- 1613%			7月 8月 9月 10月 11月 12月以降		
117	インドネシア	ハラール認証完全義務化 への対応	・2019年10月、インドネシアは、ハラール 認証の義務化(原則ハラール又はノンハ ラール表示をする必要)を目的とするハ ラール製品保証法(2014年法律第33号)を 施行。 ・外国の飲食料品等にかかるハラール認証 義務について、最大で2026年10月17日まで 延期することを決定。 ・2024年10月、JETROジャカルタ主催「イン ドネシア・ハラール認証制度セミナー」を 実施。	ハラール認証の完全義務化の実施に際して、輸出に支障が生じないよう、農水省は、在外公館、JETRO、ハラール関係団体及び輸出関係者と の連携により、ハラール製品保証実施に関する政府規則(2024年政府規則第42号)等にかかる課題等を精査し、インドネシアへの働きかけ や輸出関係者等への周知等を実施。	_	農林水産大臣
118	米国	類衛生プログラムの承認 が必要であり、水域のモ	・輸出国は米国と同等の国語・ の国語・ の国語・ の国語・ の国語・ の国語・ の国語・ の国語・	農水省及び厚労省は、米国側に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応。 農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続きを定めた要綱を作成。 ・農水省は、輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始。 ・米国側の審査状況をみつつ、プログラムに沿った運用開始を支援。 都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要。 農水省及び厚労省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築を支援。	0.5億円程度(活ガ キの輸出実績がある 国々への平均的な輸 出額と同程度)	農林水産大臣厚生労働大臣
119		輸出養殖ブリの薬剤残留 基準の設定	・日本国内で養殖ブリに使用されている水産用医薬品(アンピシリン、エリスロマイシン)は、米国では魚類のインポートトレランス(輸入製品に関する残留基準値)が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障。 ・農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピリンの申請済。・2022年1月に米国側から追加書類提出の要求がありくれている。またより、ということもは、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータをとりまとめ、申請済。	・農水省は、アンピシリンのインポートトレランス申請について、米国側からの追加書類提出の要求に対応。 ・米国側による審査。 ・米国側から指摘があれば対応。 ・農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請を米国側に申請中。 ・米国側から指摘があれば対応。	200億円 ブリの米国向け輸出 額: 2023年: 243億円 2022年: 222億円 2021年: 158億円	農林水産大臣
120	米国	水産物の輸出に係る海産 ほ乳類保護法(MMPA)へ の対応	・2026年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法 (MMPA)の実施規則に基づき、米国と同等 の混獲削減措置を導入していない漁業由来 の水産物の輸入を禁止する予定。 ・2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について同等性審査を申請。 ・米国は、各国から提出されたデータを基に同等性について審査中。 ・審査結果によっては、米国と同等の混獲 削減措置を導入していないともに、一部の水産物の輸入が禁止されるとともに、一部の水水産物について、輸出時に証明書を求められる可能性。	米国による申請審査。	500億円程度 水産物の米国向け輸 出額: 2023年613億円 2022年539億円 2021年423億円	農林水産大臣

対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール	輸出可能性	担当大臣
・地域	7,2,2 0 0 7-2	יא מכי	7月 8月 9月 10月 11月 12月以降	1,12 per 3 130 let	/-
EU	生乳生産農場はブルセラ 症・牛結核の検査が必要	に対する全頭検査が不要となるよう協議中。 ・2024年5月、書簡によりEU側に日本の本病 清浄性を認め全頭検査を不要とするよう改	農水省は、国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、施設認定のスケジュールとの整合を図りつつ、 農場登録に向けたフォロー及びEUとの協議を見据えつつ、ブルセラ症・牛結核の検査に向けた調整を実施。	0.1憶円 (輸出の前提となる 衛生条件)	農林水産大臣
EU	に係る規則への対応	・容器包装のリサイクルやリユースの促進や包装廃棄物を減少させることを目的とした容器包装及び包装廃棄物に係るEU規則が2025年2月11日に発効。 ・今後策定される下位規則において、リサイクル可能性の評価方法やリサイクル対合有率の計算方法等の詳細が規定され、主な要件は2030年から適用される見込み。・農水省はEU規則に関する情報収集及び国内関係事業者への情報提供をら、措置の応い、関係省庁と連携しなが間の確保につきをU関係当局に働きかけを実施。	農水省は、EU加盟国で今後採択予定の下位規則の検討状況等を情報収集し、国内関係事業者に向けHP等を通じて情報提供。また、リサイクル可能性評価、リサイクル材含有率の計算方法等に係る下位規則について、関係省庁と連携しながら、措置の透明性の向上及び十分な移行期間の確保につきEU関係当局に働きかけを実施。	-	農林水産大臣
台湾、東 中国、ボ 中国、ルア・ ルーシム・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー・ リー	明書発給システムの再構		農水省は、輸出証明書発給の更なる利便性向上を図るため、関係省庁(財務省及び厚労省)とともに、システム再構築に係る開発を推進。 受け入れ可能な輸出先国・地域への電子データによる輸出証明書提出を含め、2027年2月の稼働開始を予定。	-	農林水産大臣
中国、シンガ ポール、マ レーシス、イン トナムメキシコ ニュージーラ	電子媒体による輸出証明 書の発行が可能となるよう国・地域へ働きかけが 必要	行われた紙媒体により発行されている。 これまで、台湾向け貝類、インドネシア、 ベトナム及びメキシコ向け水産食品の衛生 証明書、香港向け放射性物質検査証明書 等、豪州向けかきの原産地証明書について	農水省は、電子媒体で輸出証明書の発行が可能となるように、即日発行が必要な証明書から優先的に、輸出先国、地域へ働きかけ。	-	農林水産大臣
		ついて、 1.輸出先国等において、残留農薬基準が設 定されておらず、日本産青果物及び茶の輸 出に支障。(当該農薬について、Codex基準	農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を実施。また、輸出先国等に対して基準値の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかけ。		
	輸出向け青果物及び茶に	準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。) 2.輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障。 ・青果物は、2024年度末までに支援対象とした101件のうち、台湾、米国、カナダに対	<青果物> - 2025年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 - 2026年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。	20. 4億円(インポートトレランス申請先への輸出可能性額)	農林水産大臣
		IT。)申請を実施し、台湾で47件、米国で4	<茶> - 2025年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 - 2026年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。		
	EU 台中ポレトドニン 台中ポレトドニン 北北	EU を	・地域 ・農場におけるブルセラ症、牛結核の検査 について、農水化素が、 ・農場で成落。 ・農の公室を実施。 ・農の公室を実施。 ・企の公室を実施。 ・企の公室を実施。・クロ202年8月、WOAHコードに基づ、結核及び を生乳生産機械を含成してとから、本病 に力が力込を下級である。 ・力の公室を実施。 ・力の202年8月、WOAHコードに基づ、結核及び を生乳生産機を受成してとから、本病 に対しても症の、治療性を認め全頭検査が不要となるよう協 を対して要請。定説の共変を変化。 ・2024年5月、書簡により日間に日本の本病 清浄性を認め、全頭検査が不要となるよう成 めて要請。定説知識等の様々な の対応 ・一つの計算方法等の調度が規定とよる場合し 早期の回答を働きかけていく、 ・一つの計算方法等の調度が対策をとともに、対して、 ・一の対象を発えり、一のでは、対して、 ・一のでは、対して、 ・一のを持つは、に、 ・一のを持つは、に、 ・一のを持つは、に、 ・一のを持つは、に、 ・一のを持つは、に、 ・一のを対して、 ・一のに、 ・	1	1

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状		対応スケシ	^{ジュール}				輸出可能性	担当大臣
	70-74			7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
126	各国・地域共 通	植物検疫協議を実施する 対象国・地域、品目の選 定	限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進める必要。	農水省は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する表 ら2026年度に取り組む新規植物検疫協議案件候補を選定 ①我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがある ②輸出先国・地域における需要が強く継続的な輸出が身 ③農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が ④輸出先国・地域の政府機関等との他の協議事項も鑑み こと。	Eする。 ること 見込まれること 示されていること)	2027年度に取り糺 の選定に向けた準		-	農林水産大臣
127	各国・地域共通	食品表示制度の国際基準 との整合性の観点も踏ま えた見直し	国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しを行うため、2023年度に有識者からなる後の食品表示と食品表示との見てのなる後の食品表示を受けていく方向性に基して2024年との方に2つの分科会を見き続きとめ下に2つの分科会を見き続きという方の性に基して2024年とりである。の一個別品目では、自己の表示ルールが取りまとの表示ルールが取りませる。2025年度によるによるとの表示ルールが取りませる。1回程度順次開催。結表示基準を行う。の場所は、自己の表示ルールが取りませる。2025年度が開発を表えるといる。を月1回程度順次は、会別のは、表別の表示といる。を見いては、表別の表示といる。をは、表別の表示といる。	消費者庁は、食品表示懇談会及びその下に設置する分利 ①個別品目ごとの表示ルール見直し分科会を、2025年度 ②デジタルツール活用の検討会を、2025年度は4回程度 ③①及び②の議論の進捗を踏まえ、2026年以降も、202	度も月1回程度開催 開催予定。(2026	予定。 6年度も継続して開催		進めていく。		-	内閣府特命担当 大臣(消費者及 び食品安全)

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	· 케마디카	担当人任
128	各国・地域共通	: 輸出拡大に向けた人材育 成・確保	く育成> ・教育機関と連携し、輸出ビジネスへの参画や輸出スキルの深化を目的としたリスキリング講座(基礎・テーマ別)を企画・実施。 〈確保> ・内閣府プロフェッショナル人材戦略事業と連携し、地方版GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)、地方農政局が連携した輸出事業者の人材確保に向けた体制を整備。 ・「おいしい日本、届け隊」官民共創プロジェクトを通じ、多様な人材・企業の連携を促進するプラットフォームを実証。	〈育成〉 各教育機関と調整し、輸出講座(基礎)を実施。 各教育機関と連携、輸出講座(テーマ別)を実施。 地球の歩き方「おいしい日本の届け方」による輸出の魅力発信、ノウハウ普及 〈確保〉 ・45道府県(東京都、新潟県を除く)のプロフェッショナル人材戦略拠点、地方版GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)、地方農政局が連携し、全国の輸出事業者の人材確保を推進。 ・「おいしい日本、届け隊」官民共創プロジェクトとして、多様な人材・事業者の連携プラットフォームを実証的に実施。							農林水産大臣
129	各国·地域共 通	認定輸出事業者への輸出 目標達成に向けたフォ ローアップ	・2025年度はフォローアップの対象となる認定輸出事業者391者(2024年輸出実績等の把握に係るヒアリング対象者)全員に対し、各農政局等による訪問、オンラインやメール等によるヒアリングを実施。	・2024年の輸出実績等の把握に係るヒアリングを実施。 ・農水省は、認定輸出事業者に対して事業者・産地の輸出目標達成に向け必要に応じて、フォローアップを実施。							農林水産大臣財務大臣
130	各国·地域共 通	大規模輸出産地の形成	・規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図ることが必要。・2024年度補正予算及び2025年度当初予算では、48地区を採択。(各々、30地区+18地区)・海外の規制やニーズに対応した農林水産物	・採択地区において、 ①輸出推進体制の整備 ②生産・流通の転換の取組を推進。 ・採択地区において、ヒアリング等を フラッグシップ輸出産地について既認 を推進。			るとともに、更な	る輸出産地を拡大	するための認定	-	農林水産大臣
			を求められる量で継続的に輸出しているなど 一定の基準を満たす輸出産地を「フラッグ シップ輸出産地」として80産地選定・公表。 (第1回:42産地(2024年6月)、第2回:38 産地(2024年12月))				I	頁、フラッグシップ 始し、12月下旬を			

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール						蠡山哥纶싸	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##
INO	・地域			7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	_ 輸出可能性 -	担当大臣
131	シンガポール		主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> (カントリーレポートの作成、模倣品対策等の全PFが共通して行うもの以外の取組を記載。以下、No. 129~137において同じ。) ・現地多国籍企業の給食サービスにおける日本産食材PRと食文化発信 ・ローカル富裕層を対象とした日本産食材のPR ・ローカルシェフのローカル視点での消費者・シェフ向けセミナー ・オールジャパンプロモーション支援事業 ・日本産ハラル食品の商談会及びハラルニーズ発掘事業 ・富裕層・若年層向け非和食レストラン・バーでの和牛・焼酎PR ・複数自治体と連携した地方産品ライブコマース事業						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、 捗状況を点検	関係者に情報共有	・進)	025年度の活動実績 Fごとに定めた課題 にがら、来年度の活動	目標や活動指標	に留意		
132	タイ	古怪の宝体	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 < 今年度事業 > ・規制対応等の事務局設置 ・教育機関と連携した日本産食品の公開教育プログラム ・流通事業者と輸入業者等とのマッチングイベント ・ネットワークイベント等と組み合わせた日本産食品PR PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進 ・ サ状況を点検 - 2025年度の活動実績を評価 ・ PFごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動計画を策定							農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
133	中国	古坪の宝体	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 く今年度事業> ・現地事業者と連携して実施する日本食フェア・イベントの実施(北京) ・明酒師によるPR手法ピッチコンテスを、服路拡大事業(北京) ・飲食店向け日本食品取扱拡大事業(北京) ・スーパー等チェーン店セントラルキッチン向け実演説明会(北京) ・華北地域における日本食品・飲料の取り扱い実態調査(北京) ・日本の若手醸造家による華北市場向け日本酒PR会(北京) ・日本酒イベントでの日本産食品PR(北京) ・商流拡大有望品目(ベーカリー関係商材・花類・コメ・天ぷら等)に対する重点支援事業(上海) ・商流拡大有望品目(ベーカリー関係商材・花類・コメ・天ぷら等)に対する重点支援事業(上海) ・育望都市及び日系以外の小売店での新規日本産・日本食品販売支援事業(上海) ・飲食店等における日本産酒類服路拡大事業(上海) ・調味料(水産)プロモーション(コンテスト)及び中華料理長向け関連調味料商談会(広州) ・日本産花卉プロモーション(ロンテスト)及び中華料理長向け関連調味料商談会(広州) ・日本産花卉プロモーション(広州) ・全国展開現地高級小売店でのプロモーション事業及びメンバーズ向け料理教室開催(広州) ・プラットフォーム交流会・協議会(成都) ・ベーカリー向け食材商談会(成都) ・ベーカリー向け食材商談会(成都) ・四川料理レストラン向けプロモーション(成都) PFごとに定めた課題と目標について、関係者に情報共有・進 ・ドごとに定めた課題・目標や活動指標に留意しながら、来年度の活動書標を禁定							農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	## W # FF
NO				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	」 制出可能性	担当大臣
134	香港	輸出先国・地域における支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<今年度事業> ・日本産商品取扱店等を活用したコメ輸出促進プロジェクト ・品目団体事業と連動し、現地系商流及び都道府県と連携した、日本産青果物贈答需要拡大 ・都道府県との連携による通年での日本産青果物食育事業 ・現地小学校への日本産米 (おにぎり等) 普及事業 ・食育と学校キヨスク販路開拓への日本産品拡大事業 ・未開拓中華料理店市場への日本食材普及事業 ・協議会等で把握した未開拓ローカル市場の新たなニーズに即応した新規商流の開拓 ・品目団体との連携を強化し、大手現地事業者の日本への派遣及び日本産食品フェアを連動して実施						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、『 捗状況を点検	関係者に情報共有・	")	2025年度の活動実績 PFごとに定めた課題 ながら、来年度の活	・目標や活動指標	票に留意		
135	台湾	輸出先国・地域における 政府の支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> ・都道府県や品目団体等と連携したオールジャパン商談会 ・外食店等のバイヤーを対象とした日本産食品、日本産酒類の利用促進事業 ・非日系事業者をターゲットとした新規商流拡大事業 ・日本で開催する商談会へのバイヤー派遣事業 ・FOOD TAIPEI等でのオールジャパンPR支援 ・現地事業者とのプラットフォーム意見交換会の実施						_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、 捗状況を点検	関係者に情報共有	·-)	・2025年度の活動実 ・PFごとに定めた誤 しながら、来年度の	関・目標や活動 技	指標に留意		
136	ベトナム	輸出先国・地域における 支援の実施		2025年度の活動計画に沿って事業実施 〈今年度事業〉 ・日本産農林水産物・食品の集中大商談会(食材の紹介(調理法・食べ方・商品の特性)) ・日本産農林水産物・食品の輸出拡大のための課題検討委員会 ・現地事業者と連携した日本食材の可能性実証プロモーションイベントの実施 ・ビンズン新都市における日本産米の認知度向上イベント(おにぎりワークショップ) ・日系事業者と連携した一般消費者向け日本産加工食品の認知度向上イベント						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、『 捗状況を点検	関係者に情報共有・	進) .	2025年度の活動実績 PFごとに定めた課題 ながら、来年度の活	・目標や活動指標	票に留意		

No	対象国	対象となる事項	現状		対	応スケジュール	,			輸出可能性	担当大臣
NO	• 地域	対象となる事項	現 状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 鞩四可能性	担当人足
137	マレーシア	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> ・非日系バイヤー派遣型商談による商 ・日本産食品プロモーション事業 ・ハラールの認知度向上と商流構築に・ ・地方都市での商流拡大支援事業 ・非日系外食産業におけるデータ活用 ・市場調査事業 PFごとに定めた課題と目標について、 捗状況を点検	流構築事業 係る事業 による商流拡大支援	·進 · 2 · P	025年度の活動実績 Fごとに定めた課題 5、来年度の活動計I	・目標や活動指標	に留意しな	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
138		輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> ・現地事業者(シェフ・インポーター ・シェフ・インポーター日本派遣事業 ・現地事業者と連携した、日本食以外 PFごとに定めた課題と目標について、 捗状況を点検	・)の発掘 : の飲食店における	· 進	での実施 ・2025年度の活動実 ・PFごとに定めた課 ながら、来年度の活	題・目標や活動指	:標に留意し	_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
139		輸出先国・地域における 支援の実施	・主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。・2023年12月、ヒューストンに米国内で3番目となる輸出支援プラットフォームの拠点を設置。	2025年度の活動計画に沿って事業 <今年度事業> LA ・日系スーパーと連携した都道府・日本食文化振興協会と連携した現地におけるを選出を表して現地展開企業と連携・トロンの実施の支援 NY ・地方都市における米系日本一ス品をである。 ・特別ではいいたにおける日本では、中食及び小売における日本における日本における日本における日本における日本における日本における日本における日本における日本における日本における日本における日本における日本によける日本における日本によける日本によける日本によける日本によける日本により、一方における日本により、一方によりにより、一方によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	県プロモーション(の	モーション を含む)プロモ を含を食材のテ 自治体及び日本 アルコール類取 オ制作 と連携した商売	スト販売 の食品関係事業者と り扱い業者向けエラ	デュケーション事業 ド系事業者向けエー 実績を評価 課題・目標や活動	デュケー	_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対	応スケジュール	,			輸出可能性	担当大臣
INO	• 地域	対象とはる事項	坑 (人	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	期山 甲尼注	担当人民
140	EU	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実 <今年度事業> ・精肉学校における和牛特別授業 ・品目団体と連携した市場規模に応 ・Japanese Tea Selectionにおける ・食×インバウンド連携大規模イベ ・Japan Food Show Berlin ・インパウンド促進との相乗効果を: ・Sake week Viennaにおける「拡販」 ・レストラン事業者向け日本産食材	じた欧州各国におり日本茶新規品目開始 日本茶新規品目開始 ント 生む日本茶プロモー 向け」日本産食品で を使用した調理デー	石セミナー ーション (緑茶 商談 ブース設置 モ付き商談会	・、カクテル、製菓)	課題・目標や活動		_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
141	インドネシ ア、香港、 ホーチミン、 ロサンゼルス	輸出先国・地域における 支援の実施	・外務省は、2025年度に4公館(在インドネシア大、在香港総、在ホーチミン総、在ロサンゼルス総)に農林水産物・食品輸出アドバイザーを設置。現地法令・輸入規制に関する情報提供、人脈形成支援を受けつつ、更なる輸出拡大につなげていく。	外務省は、4公館(在インドネシア大、 進アドバイザーを活用し、現地法令・ けつつ、日本産農林水産物・食品の輸	輸入規制に関する	情報提供、現地				-	外務大臣 農林水産大臣
142	東南アジア、 中東等	ハラール認証に関する 情報集約等による利便性 の向上	イスラム諸国への輸出に必要なハラール認証 は、各国毎に規制が異なり、手続が複雑・不 透明であるほか、これらの情報が一元的にわ かりやすく集約されておらず、輸出事業者等 が当該地域への輸出に取り組みにくくなって いることをふまえ、情報の集約を行い発信す べく、2025年1月、農林水産省内にハラール 案件に対応するハラールチームを設置。	農林水産省内に設置したハラール案件に対応 ハラール関係団体との意見交換、必要に応	じて対象国政府との	D意見交換等を	行う。その上で、農			-	農林水産大臣
143	各国・地域共 通	拠点づくりを通じたサプ ライチェーンの構築に向	農林水産物・食品の海外での戦略的サプライチェーンの構築を目指す事業者にとって、事業性の判断に必要な投資可能性調査を行うことが必要。	海外での物流・商流等の拠点づくりのた サプライチェーン構築に向けた投資可能 アップを行いつつ、2024年度補正及び202	性調査緊急支援事業	業」について、	2023年度補正で措置		١	-	農林水産大臣
		効率的な輸出物流の構築	・農水省及び国交省は、2021年4月に開催された「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」で整理された7つの「取り組むべき事項」を踏まえ、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用などを推進。	農水省及び国交省は、「特定農林水産物 等の整備を支援。	・食品輸出促進港	湾形成事業」を	- 活用し、コールドラ	ンの確保の	ために必要な施設		
144	各国・地域共通	及び輸出コストの低減の ための取組の実施	・農水省・国交省は連携して、これまで「産直港湾」に認定した、清水港、堺泉北港、志布志港に続き、令和7年3月には、新たに十勝港を「産直港湾」として認定。・農水省では、輸出物流構築に向けたモデル実証を引き続き実施、課題の抽出や取組むべき事項を整理。	農林水産省は、「輸出物流構築緊急対策波及に繋げるための共有・成果報告の場		た各地区におい	ける進捗を確認すると	こともに、横展開	人の他エリアへの	-	農林水産大臣 国土交通大臣

No	対象国	公 名したフ市西	41.61		交	対応スケジュール				ᅓᄔᄀᆉᄱ	## * * F F
NO	・地域	対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	輸出可能性	担当大臣
145	各国・地域共 通	地域の中小加工食品の事 業者の輸出体制の構築	(加工食品クラスター) ・輸出プレーヤーの裾野を広げるため、地方農政局と連携し、事業者が地域の実績に応じて輸出に取り組めるよう体制整備を進め、2025年度までに、すべての都道府県において、加工食品クラスターが活動できるよう、更なるクラスター形成を目指す。・中小の食品製造事業者等が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う加工食品クラスターの取組支援を推	・2024年度までに把握している約5000・2025年度の事業活用を通じて、新たクラスターとして支援 ・引き続き、輸出に向けた課題の抽場た加工食品クラスターを提案。地域形であわせて、事業者自らが組成して活	とに把握または活動 を	開始したクラスク 領域・非協調領域 みなどの新たな加	ターについて、活 (競争領域)を整 工食品クラスター	動内容を確認し、		-	農林水産大臣
			進。現在50以上の加工食品クラスターが形成されており、事業活用等を通じて新たに活動を開始した団体を含めフォローアップ等支援。 ・フォローアップを通じて事例集を更新・作成し、順次、農林水産省IPに掲載することで、横展開を図る。	・各加工食品クラスターの活動範囲おける活動範囲を整理。	について確認し、全	国(こ			/		
146	各国・地域共 通	輸出先国の規制に対応す る食品添加物への転換支 援	(食品添加物) ・輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討(加工食品の国際標準化)。GFP加工食品部会の中の食品添加物分科会にて、事業者からの要望の高かった添加物について、順次、早見表を作成して、転換を支援。 ・2022年度の着色料早見表、2023年度の乳化剤、調味料、甘味料早見表の作成・公開に続き、2024年度は、保存料、酸化防止剤、酸味料の早見表を作成。2025年度は、増粘剤類の早見表を作成中。	増粘剤類について、米国、EU、中国 用量等の使用基準、成分規格など)		域の規制情報(使	• 1	使 調査データとりま 早見表システムの し、データ投入。	- 1	-	農林水産大臣
147	各国·地域共 通	育成者権管理機関の設立	育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を推進。	育成者権管理機関の早期法人化に向け センス交渉加速化、海外への品種登録 ス方式の導入に向けた調査等の取組を	碌や権利侵害対応、苗					-	農林水産大臣
148	各国・地域共 通	知的財産の海外展開に向 けた国内の体制整備	戦略的な海外ライセンスの実効性の確保に向け、オンライン取引の拡大等新たな流出リスクに対応した足下の国内における優良品種の管理の徹底を推進するため、2024年3月より優良品種の保護・活用のあり方等について有識者検討会において議論を重ね、同年6月に提言をとりまとめたところ。継続して開催した検討会において、優良品種の管理のあり方等について検討を深め、優良品種の保護・活用の指針を策定し、オンライン取引の対応等の具体化や制度的枠組みの整備を検討。	・優良品種の保護・活用の指針に基 海外での育成者権と商標の取得を支 ・育成者権の存続期間の延長など、 度を検討。	援。				\	-	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		交	応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象となる事項	みだれ	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	・ 判山 り 化工	担当人民
149	各国・地域共	和牛遺伝資源の知的財産 としての価値の保護・適 正な流通管理	・立入検査において、家畜改良増殖法の遵守を確認するとともに、和牛精液生産事業者への普及は定着したことから、その下流の譲受けた家畜遺伝資源に係る流通先等との譲渡契約の締結の促進を引き続き継続。・上記の取組を着実に実施するため、年間1000件程度の立入検査を継続的に実施。・法令遵守に係る研修会の開催についても、継続して開催予定。・家畜人工授精所からの報告等の集約等に係る全国システムについては、利用拡大に向け引き続き機能強化を推進。	農水省は、和牛遺伝資源関連2法に適正化を図るため、以下の取組を推進・不正競争防止のため、引き続き、家の譲渡の際に、利用範囲や利用にあた・家畜人工授精所について、都道府県・家畜人工授精所等への法令遵守の徹・家畜人工授精所からの報告等に伴うを図り、電子化を推進。・家畜遺伝資源法附則第3条に基づく対	≝。 ₹畜遺伝資源生産事 こって遵守すべき事 共等関係機関と連携 対底のための研修会 う都道府県の事務の	業者が譲渡した 項を盛り込んだ を図りつつ、年 を定期的に開催 軽減、情報集約	先の流通から使用。 契約の締結についっ 間1000件程度を目れ (2025年度10か所っ のための全国システ	までに係る関係者 ての働きかけを行 票に立入検査を継 予定)。	へ、和牛遺伝資源 う。 続的に実施。	-	農林水産大臣
150	各国・地域共 通	品目別の輸出拡大に向け た技術的な課題解決への 対応	各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2025年5月に課題を更新し、当該課題の解決に資する研究を実施。	農水省は、 ・輸出事業者等との意見交換を通じて、 ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行! 課題の更なる収集を行い、輸出拡大に ・把握した輸出拡大に向けた技術的課題も踏まえ、研究課題化の優先! て、課題解決に資する研究を実施) ・研究課題化されたものについては、(メルマガ等への掲載機会等を活用し、 ・2024年度補正予算「革新的新品種開! の高付加価値品種等の開発課題を採択	戦略」に基づき、 向けた技術的課題に 題については、食料 順位・実現可能性を ①各県公設試等へ持 開発成果の普及に関 発加速化緊急対策」	「地域研究・普及 こついて整理し、 科安全保障の確保 を検討。(輸出が 支術紹介、②品目 なり組む。 において、輸出	2025年5月に公表。 そやみどりの食料シス大に向けた技術的 日団体との勉強会、	ステム戦略の実践課題49課題のうち	現等に向けた技 640課題につい 外的なセミナー、	_	農林水産大臣
151	各国・地域共通	海外日本食料理人の人材 育成	農林水産物・食品の輸出促進を図るため、海 外において日本食・食文化及び日本食品の魅 力発信の担い手と、これまで本事業で育成して きた外国人日本食料理人のネットワーク形成 を図ることにより、これらの者が日本食や日 本産食材について継続的に学び、その魅力を 海外の消費者に自発的に伝えることを促す。	【対応方針】 海外において日本食・食文化及び日本産品 <2025度事業> 以下の補助事業を実施する。 ・日本料理の調理技能認定推進支援 ・日本食・食文化普及・人材育成支援 ・日本料理コンテスト等による魅力発 ・海外料理学校等での日本食講座開設 日本食講座開設・講師派遣 ・ウズベキスタン(7月~3月) 海外の外国人 調理技能認定制度の講習会・門 ・ポルトガル(7月)、マレー	(海外の外国人日) 信支援 ・講師派遣 日本料理コンテト(すし部門) 8月下旬開催 、スペイン(11月 人日本食料理人の招	本食料理人の招イス 日本料メキシ 開催	・い) ・理コンテスト(日 ・コ、インド、ポー	本料理部門)ランドで順次	人	_	農林水産大臣
152	各国・地域共 通		・2023年7月、第1回農林水産物・食品の輸出 促進連携ネットワーク会合(知事・大臣レベル)を開催し、輸出促進の取組がより高い効果を発揮するために国と都道府県が連携していくことを確認し、国と都道府県が連携して取り組む体制を整備した。	国と都道府県の連携により効果的に輸	出促進できる取組(こついて、取組み	 →を検討する。			-	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		5	対応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	• 地域	カタこ ひずな	SUN	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	#1111 7 16 1工	担当人位
153	各国·地域共 通	水産物の輸出先転換対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の輸出先転換対策を実施。	【対応方針】 ・JETRO、JF00D0等と連携し、水産物の輸に ①海外見本市や商談会を通じた非日系市場 ②輸入事業者のみならず、その先にある卸 ③専門家による伴走支援及び越境ECを活用 ④①を加味したプロモーションイベント(等に引き続き取り組んでいく。 ・輸出減が顕著な品目(ほたて等)を対象	や、新興国、地方 I売業者やシェフな Iした販路拡大・商 (BtoCを含む) と商	都市などへのアフ どへの直接・一体 流構築支援 談会の有機的な連	プローチおよびマー 的なアプローチ 動による効果的な	成果の創出		-	経済産業大臣 農林水産大臣
154	各国·地域共 通	水産物の国内加工体制の 強化対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の国内加工体制の強化を支援。		制を強化するため),	1先国等が定めるH/	ACCP 等の要件に近	適合する施設や機器の	-	経済産業大臣 農林水産大臣
155	各国・地域共 通	コンテンツを活用した海 外需要創出	食品産業がコンテンツを積極的に活用し、海外需要創出に取り組むことを促進するため、既存の顕彰制度と連携した、日本食・食文化海外普及賞(仮称)の創設と食×コンテンツ事業を企画できる人材の育成セミナー実施を検討。	日本の食とコンテンツの連携を促 進するための有識者検討会の立ち	有識者検討会	≑での対応方向の核	食討・とりまとめ		令和8年度の賞 創設に向けた企 画内容の検討等 食品関連企業を 対象にした研修 の企画等	-	農林水産大臣 経済産業大臣
156	各国・地域共	GIを活用した輸出拡大・	輸出を指向する多様な産品のGI登録の推進や GIを活用したブランド化の取組推進を実施 し、一定の効果を上げているところ、優良事	輸出を志向する多様な産品のGI登録を GI登録生産者団体の行うブランド化や							農林水産大臣
130	<u>通</u>	ブランド化への発展	例の横展開や、海外に向けた取組の推進を検討。	GI登録生産者団体における輸出の取組	状況調査	調査	結果に基づく施策の	の検討・実施			灰中小庄八正

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

No	対象国	対象となる事項	現状		Ż	対応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	- 地域	7136-0-0-7-3	3617	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	TE 12 10 12	
157	タイ、ベトナ ム、マレーシ	輸出支援プラットフォームの役割拡大による現地 専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化等 を推進	・輸出支援プラットフォームの各拠点における現状と課題を把握・精査の上、今後必要な予算を確保しつつ専門家の配置に向けて準備・調整。	輸出支援プラットフォームの各拠点と ・各国の投資・税務処理等への対応を ・現地進出企業の横断的な要望を踏ま ・相手国・地域の投資誘致に係る公的	支援するための法 えた相手国・地域	務・財務等に通じ	た現地専門家の配	置	・トワーク化	-	農林水産大臣
158	各国・地域共通	グローバル・フードバ リューチェーン(GFVC) 推進官民協議会を通じた 食品関連事業者の海外ビ ジネス展開の促進	・GFVC推進官民協議会(民間企業約800社が会員)において、セミナーの開催等を通じた各種情報の提供・発信を行うとともに、海外現地へのビジネスミッションの派遣を実施。・これらの活動に会員企業のニーズをより的確に反映させるための方策について、会員企業代表の参集を得た「アドホック・アドバイザリーボード」で議論中。	GFVC推進官民協議会セミナー(中央に 海外市場へのビジネスミッション派遣 会員代表企業からなるアドバイザリー 議会の活動・運営の充実に向けた議論 途にとりまとめ)	************************************	ら連携の上に実施)				-	農林水産大臣
159	各国・地域共 通	海外におけるコールド チェーンの確保に向けた 取組	海外でのコールドチェーンを確保するため、 日本式コールドチェーン物流サービスの標準 化を推進。 ・2025年6月にカンボジアと物流政策対話 (課長級)を実施。	国交省は、海外におけるコールドチェ 普及促進を図る。2025年中にタイでAS						-	国土交通大臣
160	英国	・食品衛生規則に即した 常温保存期間の延長に向 けた取組	・ロンドンでは、食品衛生規則により、常温保存できない食品は、8°C以上を逸脱してから4時間以内、63°C以上を逸脱してから2時間以内の販売が義務付けられている。・現地のおにぎり事業者から常温保存期間(販売期間)の延長につき、要望があった。	【対応方針】 ・食品衛生規則の調査 ・衛生当局との相談等を通じて延長の可能	性や手法につき検	討				-	農林水産大臣

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

No	対象国	対象となる事項	現状		5	対応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
NO	- 地域	対象になる事項	37.1A	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	+	担当人任
161	各国・地域共	農林水産省、観光庁、国 税庁、内閣官房(地方創 生)等の相互連携の下で 訪日外国人の旅マエ、旅	・2025年5月の輸出関係閣僚会議の官房長官からの指示を踏まえ、地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーにして、旅マエ、旅ナカ、旅アトの各段階で、訪日外国人に効果的にアプローチすることで、輸出拡	関係省庁による連絡会議を開催し、各 (関連施策ハンドブックの作成・公表				–		_	農林水産大臣 国土交通大臣 財務大臣
	通	ナカ、旅アトに効果的に アプローチすることによ る輸出拡大とインパウン ド消費の好循環の形成	大とインパウンド消費の好循環を形成すると の方向性が示された。農林水産大臣において は、関係閣僚と連携し、施策をパッケージと して具体化することを検討。	6月9日に立ち上げた有識者検討会にお	ける議論・検討	対応とり	方向まとめ	対応方向に基づく	施策の検討・実施		内閣府特命担当 大臣(地方創生 担当)
162	各国·地域共 通	国際空港を活用した日本 産食品の旅ナカ、旅アト 消費拡大、食を通じた地 方誘客のための旅マエ情 報発信	日本の玄関口である空港を活用し、日本産食品の試食・即売(旅ナカ)、これらの食品の帰国後の販路紹介(旅アト)、次回訪日時に地方へ訪問してもらえるよう食品工場見学(旅マエ)等に関する情報発信を今年度中に行えるよう、関係機関と検討・調整中。	日本の玄関口である空港を活用し、日本原 地方へ訪問してもらえるよう食品工場見気						_	農林水産大臣
163	各国・地域共 通	GIを活用した海外への普 及・ブランド化への発展	地理的表示(GI)産品は、地域ならではの産品としてツーリズムとの親和性が高く、産地のインバウンドへの関心も高まりつつあるところ、輸出拡大とインバウンド消費の好循環形成に向けた取組の方策を検討。	GI登録生産者団体の行うインバウンド GI産品のインバウンド活用の取組状況		調査系	吉果に基づく施策の)検討・実施		_	農林水産大臣 国土交通大臣
164	各国・地域共通	インバウンドによる食関 連消費の拡大	SAVOR JAPAN認定地域、農泊地域でのインバウンド向け食関連消費の拡大を図り、輸出拡大との好循環を形成する方策を検討。		JAPAN認定地域に R JAPANに加え、農 や歴史・文化を一つ SAVOR JAPAN認 ・新規認定申請 唯(テーマ:食の可	おける地域の魅力が 泊、海業などに取 のストーリーと 定地域の拡大 地域の審査(~11 高付加価値化、地域の コンテスト優秀	等の情報発信の実 り組む地域をつな して提供する枠組み 月)、認定(12月) 或産品の販売など、	施 ぐ広域連携により みを関係省庁と連打	携して検討	_	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		Ż	対応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	・地域	1,220,01	200	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	137— 31331—	.==7.
165	各国・地域共		・昨年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無 形文化遺産に登録されたことも追い風に、日 本産酒類について、訪日外国人を含めた新た なファンを開拓するための方策を検討。		こなファンを開拓す	するための取組(補		自体の観光化や酒	蔵ツーリズムプラ	_	財務大臣
100	通	拓に向けた取組	・訪日外国人も多く来場する大阪・関西万博の会場内において、日本産酒類の情報発信を 実施。	も多く来場する大阪・関西万博 I						WI-MIN CE	
166	米国・豪州 等	コンテンツを活用した食 関連消費拡大	日本食・食文化の魅力を対外的に効果的に伝え、ブランド価値向上につなげるため、海外での食関連コンテンツ(日本食チャンネル)の海外での配信拡大の支援を検討。		有識者検討会	での対応方向の検言	寸・とりまとめ		広告付き無料ス トリーミングTV (FAST)内に開 設する日本食 チャンネルの普 及支援等	-	農林水産大臣
167	豪州	インバウンド向け日本産 食材の魅力発信コンテン ツの作成・発信	日本産食品の魅力を広めるためには、観光と合わせて発信することが効果的。豪州からの波及効果創出も目指して、海外現地の消費者ニーズ・トレンドも踏まえた食×観光コンテンツをSNS等で発信するため、観光庁など関係機関と連携して検討中。	・輸出重点品目、訪日観光客の地方への誘 ンフルエンサー等を活用したコンテンツを ・選定した品目の魅力が最大限に発信でき	作队。					_	農林水産大臣

(参考) 今回新たに対応済みとなった項目(10項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
1	タイ	食品用プラスチック容器包装の品質及び 規格の改正	・2022年6月、タイFDAは、食品プラスチック容器包装の品質及び規格を新たに規定した保健省告示第435号を施行。3年間の 猶予期間の後、2025年6月18日に完全施行予定。 ・2025年3月、事業者向けウェブ説明会を開催。	2025年3月	農林水産物・食品の輸出 実績(2023年)511億円	農林水産大臣
2	台湾	牛肉の月齢制限(30ヶ月齢以上)撤廃	【対応済み】 2025年5月、台湾が月齢制限撤廃を施行。要綱改正済み。	2025年5月	4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
3	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【2025年2月対応済み】 (株)永野商店(山口県) (2025年2月施設整備完了予定)	2025年2月	2027年7月期:0.5億円	農林水産大臣
4	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 湧別漁業協同組合(北海道)	2025年3月	_	厚生労働大臣
5	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必 要	【2025年3月対応済み】 (有)丸哲 (宮崎県) (2024年3月施設整備完了)	2025年3月	2029年9月期:2.6億円	農林水産大臣
6	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 山実水産(有) (鹿児島県) (2024年3月施設整備完了)	2025年3月	2025年12月期:0.48億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
7	米国、EU、香港	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年5月認定済み。 IHミートパッカー(株)(青森県)	2025年5月	2億円	厚生労働大臣
8	EU	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年4月認定済み。 (株)大分県畜産公社(大分県)	2025年4月	0. 1億円	厚生労働大臣
9	EU	混合食品に使用する輸入養蜂製品がEUの 認定施設で加工される必要	【2025年2月対応済み】認定希望があった海外産の輸入養蜂製品を取り扱う主要3社4施設を認定済み。	2025年2月	5億円 加工食品のEU向け輸出 額: 2023年381億円 2024年424億円	農林水産大臣
10		有機酒類の同等性承認	【対応済み】 2025年5月18日から、有機JAS認証を受けた有機酒類について、有機(organic)と表示して、EU加盟国へ輸出可能。	2025年5月	0.1億円程度	農林水産大臣 財務大臣

注:前回(2025年2月27日)の実行計画変更時までに、対応済みとなった項目(326項目)

(参考2) 前回までに対応済みとなったもの(326項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
11	インド	りんごの輸出解禁	2022年3月に輸出解禁済み。	1億円
12	インド	食品のNON-GM証明書	2022年3月に証明書様式に合意、農水省においてNON-GM証明書を発行するべく体制を構築、4月に取扱要綱(案)を公表済み。	1億円
13	インド	食品への必要事項の記載方法(ステッカー貼付禁止)	日本からインドへ輸出される食品は、その商品に英語又はヒンディ語で必要事項を記載することを原則としているところ、要件に該当する事業者に対して、規制に対応可能な製造ラインの整備等の支援を行うとともに、一部記載事項をステッカー貼付等により対応することについて在インド大使館等を通じて、インド食品安全基準庁(FSSAI)と個別に相談を行う体制となった。	3.5億円 (加工食品の対インド輸出 額:2020年6.7億円、2019年 4.4億円)
14	インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が 60%(又は3か月のいずれか短い期 間)以上が必要という輸入規制の緩和	インド商工省が、輸入食品に対し、製造年月日から賞味期限までの期間のうち、インド輸入時に残存期間が60%(又は3か月のいずれか短い期間)以上必要という規制(60%残存ルール)を設けているが、今後問題が発生した場合、在インド大使館等を通じてインド商工省と個別に相談を行う体制となった。	3~5億円
15	インド	清酒の輸入にIS017025認証取得検査機 関が発行する分析証明書が必要	日本には該当機関がなく実質輸入停止となっていたが、2022年6月、通関時に一定の書類を提出することで暫定的に 日本酒の輸入が可能となった。	0.1億円程度
16	インド	醤油の規格見直し	改正規格の早期施行と特別措置の実施承認について要請し、特別措置が認められ、2021年1月、特別措置枠で輸出された商品のインド側での輸入通関手続きも完了した。	0. 2億円程度
17	インドネシア	インドネシア向け鮮魚輸出にかかる衛 生証明書の即日発行の体制整備	2021年1月7日、インドネシア政府は輸出水産物のうち、空輸される鮮魚についても衛生証明書を要求。 輸出当日の朝に鮮魚を買付け、同日午前の航空便で輸出する現在の商流に対応するため、インドネシア政府とPDF形式の衛生証明書の発行及び確認方法について協議するとともに、衛生証明書の即日発行体制を整備。2021年1月29日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	1. 2億円程度
18	インドネシア	インドネシア向け観賞魚(鯉及び金 魚)輸出にかかる地方自治体の衛生証 明書の発行	2021年2月、インドネシア政府から要求のあった観賞魚輸出にかかる地方自治体の衛生証明書発行機関に関する情報 (連絡先等)を提供するとともに、衛生証明書の発行及び確認方法について協議。 2021年3月1日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	2. 6億円程度
19	インドネシア	米の輸入許可手続きの停滞	2021年1月、輸入事業者に対し商業省からジャポニカ米の輸入許可が下りたことを確認。	0.3億円 (対インドネシア輸出額 2020年0.03億円、2019年0.25 億円)
20	インドネシア	原発事故に伴い、 ・7県(宮城、山形、茨城、栃木、新 潟、山梨、長野)産の牛乳・乳製品、 食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、 生鮮野菜に放射性物質検査報告書また はインドネシアにて全ロット検査を要 求等	2022年7月26日に規制撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維 持している国・地域向けの 2010年〜2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
21	インドネシア	4品目(かんきつ、柿、いちご、メロン)の輸出可能品目への追加登録	・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。 ・これに品目を追加登録するためには過去(2016年以前)の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、インドネシア当局の認可が必要。 ・輸出実績データ等を添えて当該4品目のインドネシア農業大臣令への追加に向けて協議を重ねた結果、日本からの要請に基づきインドネシア当局によるPRA(病害虫リスク分析)の実施が必要との回答。	0.07億円 (4品目の直近(2016年)の輸 出額:いちご252万円、メロン 24万円 、生鮮果実6品目計(ぶどう、 メロン、梨、さくらんぼ、 桃、いちご)1250万円)
22	インドネシア	動物性製品の輸出のための輸入推薦状 の取得	乳製品の質問票様式とともに、動物性製品輸出のためのインドネシア政府による輸入推薦状の取得に関わる推薦基準や、事業者のための問い合わせ先を農水省HPに掲載済み。(2023年6月)	-
23	インドネシア	日本産りんごの生産国認定の延長認定	2024年5月7日付で、2027年5月6日までの延長認定を取得。	-
24	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が 必要	2018年10月に現地調査を受け入れ。 2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。 2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。 2019年5月31日、輸出要綱公表。	0.25億円程度
25	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施 設認定権限がシンガポール側にある		2018年シンガポール向け輸出 実績: (牛肉) 15.8億円 (豚肉) 1.2億円
26	シンガポール	家きん肉の解禁協議	・厚労省及び農水省は、2019年5月中に輸出要綱を公表。 ・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定。	0.01億円程度
27	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの 基準と矛盾	・国内については、100ppm~150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄する場合が多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。 ・シンガポールより、2019年6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡。 ・厚労省は、7月2日付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAにより周知(輸出要綱も改正(8月中))。	0.01億円程度
28	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株) ミートランド(秋田県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定。	0. 2億円程度
29	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)越谷食肉センター(埼玉県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。	0. 2億円程度
30	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	県北食肉センター協業組合(埼玉県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年8月に認定。	0. 2億円程度
31	シンガポール	食肉加工品への外国産原料の使用	シンガポール向け食肉加工品の原料肉は国産に限られており、外国産が使用できない。 ・2019年7月、外国産原料の使用についてシンガポールに要請。 ・2020年1月、シンガポールより外国産原料の使用を認める旨の回答あり。 ・2020年9月、要綱改正。	1.8億円 (2019年の香港向け豚肉加工 品輸出実績)

43 ページ

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
32	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認 定が必要		4件, 0. 4億円(三重県の輸出目標額1千万円/年から推計)
33	シンガポール		三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が認定に係る申請書をシンガポール側に提出。(シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に沿って対応)	4件, 0. 4億円(三重県の輸出目標額1千万円/年から推計)
34	シンガポール	水産物のビブリオ・フルビアリスに関 する規制明確化		1億円 (冷凍カキの対シンガポール 輸出額:2019年1億円、2018年 0.5億円)
35	シンガポール	牛肉処理施設の認定が必要	(株)にし阿波ビーフ シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年10月に認定。	0.36億円程度 (事業者への聞き取り)
36	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)いわちく(岩手県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2021年3月に認定。	0. 2億円程度
37	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)ミヤチク都農工場(宮崎県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2022年4月に認定。	0.1億円程度
38	シンガポール	原発事故に伴い、 ・福島県産林産物・水産物、福島県の 一部市町村産の全食品に放射性物質検 査報告書を要求等	2021年5月、シンガポール政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向け の2010年~2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)
39	シンガポール	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、 ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	_
40	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)北海道畜産公社早来工場(北海道) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年4月に認定。	0. 2億円程度
41	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	日進畜産工業株式会社(埼玉県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年1月に認定。	0.035億円程度 (事業者への聞き取り)
42	シンガポール 台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)熊本中央食肉センター (熊本県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年8月に認定。	2026年3月期:1.15億円

44 ページ

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
43	シンガポール		国内体前及い土税さを発揮(2022年/月10日安神以正、0月31日週用)。 0月21日上佐内以内の美殖とアの司令却広去台山御林文	0.2億円程度(シンガポールへ の平均的なふぐの輸出量(筋 肉のみ)を基に推計)
44	シンガポール		西日本ベストパッカー (株) (鹿児島県) 厚労省は、2023年10月に認定済み。	0. 5億円
45	シンガポール	豚肉製品製造施設の認定が必要	日本ハム北海道ファクトリー (株) 旭川工場 (北海道) 厚労省は、2024年4月認定済み。	_
46	シンガポール		大和食品(株)和泉工場(大阪府) 厚労省は、2024年9月認定済み。	0.05億円程度
47	シンガポール	一般 内 町 上 町 - 5 阪 シハシ テカル 甲	味の素冷凍食品(株)四国工場(香川県) 厚労省は、2024年8月認定済み。	_
48	シンガポール		大和食品(株)本社堺工場(大阪府) 厚労省は、2025年1月に認定済み。	2025年12月期: 2.51億円 (各国向け全品目の輸出予定 額)
49	韓国	畜産加工品(食肉加工品、乳加工品及 び卵加工品)の輸出には衛生証明書が 必要	・2021年9月までに証明書様式と発行体制について韓国側と合意。 ・農水省及び厚労省は、2021年12月28日に取扱要綱を改正、2022年1月1日より証明書発行開始。 取り下げ:まずは、豚熱清浄化を達成し、協議の必要性を検討。	1.8億円程度
50	韓国	豚肉の輸出解禁	・2010年4月、口蹄疫の発生に伴い、韓国は日本からの豚肉の輸入を停止。(輸出再開に向け要請を継続)・2018年9月、豚熱発生について韓国政府に報告。	1. 2億円程度
51	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	・経産省は、生鮮品についての1申請時提出書類の統一化・簡素化、2再輸出時の提出資料免除、3出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口に改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	_
52	タイ	豚肉の解禁協議	・2019年7月23日に輸出検疫条件及び証明書様式についててタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。	0.01億円程度
53	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	・随時認定済み。	0.01億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
54	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包 施設は衛生基準を満たした証明書が必 要	民間の食品安全マネジメント協会(JFSM)とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。	3.3億円(対タイ野菜・果物全体輸出額(2018年:12.8億円、2017年:8.9億円)から推計)
55	タイ	かんきつ類の条件変更 (査察制への移行)	2020年5月17日付けで、条件変更(日本産かんきつ類の査察制への移行が実現。	0.26億円(対タイ輸出額: 2018年0.31億円、2017年0.17 億円)
56	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分	牛肉エキス、部分水素添加油脂等の禁止成分に係る情報提供を実施。	_
57	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要していた事案について、現地当局との調整を実施。	タイ:0.7億円 フィリピン:0.4億円 (加工食品の対タイ輸出額: 2019年71.5億円、2018年67.2 億円、対フィリピン輸出額: 2019年41.7億円、2018年35.3 億円)
58	タイ	パラコートやクロルピリホスの規制強 化	2019年10月、タイ国家危険物委員会(NHSC)がグリホサート、パラコート及びクロルピリホスの使用禁止の決議を採択。 2020年5月、タイ工業省がパラコート及びクロルピリホスの使用禁止を告示、それに伴いタイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止する告示案を発表。日本から1Codex基準より厳しい基準を制定する科学的根拠及び2不検出とする場合の検出限界並びに分析方法を提示するようコメントを提出。タイからは、1国内法で使用禁止となったため、輸入食品からも不検出とする旨の回答があり、2は公表された。国内関係者への最新の情報の周知及び活用できる支援策の紹介等の対応を引き続き実施。	_
59	タイ	タイ向け食品製造施設への衛生基準適 合の証明書の要求	輸出の際に、その食品の製造施設がタイ保健省で定める衛生基準等に適合している証明書(GMP証明書)を要求する 規則を公布。既存の事業者に対しては、2021年10月7日から本規則を適用。農水省はGMP証明書の発行体制を整備した ほか、大使館を通じて使用可能な証明書(JFS-B等)を確認。それらの情報は農水省及びJETROのHPに掲載し、事業 者に情報提供。	178億円程度 (2020年農水産物の輸出額397 億円の半分程度)
60	タイ	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	_
61	タイ	かんきつ類の条件変更 (薬剤処理の代替措置)	農水省は、タイ側との代替措置に関する協議を重ね、2023年5月に検疫条件を緩和することで合意。	0. 26億円 (対タイ輸出額: 2018年0. 31 億円、2017年0. 17億円)
62	タイ	ゆずの輸出解禁	2025年2月に輸出解禁済み。	0.02億円 (タイ向けきんかんとの合 計)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
63	タイ	きんかんの輸出解禁	2025年2月に輸出解禁済み。	0.02億円 (タイ向けゆずとの合計)
64	フィリピン	いちごの輸出解禁	2024年12月に輸出解禁済み。	0.03億円
65	中国	食品(特に水産物)に対する輸入検疫 強化への対応	コールトナェーノ流通良品(日本は主に水生物)に対する新空コロデに関建したPUR快宜寺の輣入快投指直を撤廃。 2002年1日\	313億円 (水産物の2020年対中輸出 額)
66	中国	水産食品の輸出に係る冷凍機能を有す る漁船の登録手続の制定	中国に水産食品を輸出しようとする際の冷凍又は冷蔵機能(電力を利用するものに限る。)を有する漁船の登録に係る中国当局の運用について、中国当局から付与された登録番号の提示を求められる事例もあったことから、中国への水産食品の輸出が円滑に進むように、当該水産食品の漁獲等を行った漁船について中国への登録を希望する場合の漁船の登録手続を「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能(電力を有するものに限る)を有する漁船の登録手続について」(2023年1月 17 日付け4輸国第 4642 号農林水産省輸出・国際局長通知)で制定。(2023年1月)	_
67	中国		最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	(輸出の前提となる衛生条 件)
68	中国	価を実施するとして、リスク評価が終	日本産イヌマキの輸出再開について、土壌を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。2020年1月、中国側から土付きでの輸入を暫定的に認める旨の連絡。2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。	50億円
69	中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の 有害物質検査	・中国向け食用活水産物の衛生証明書発行申請において、輸出者に対し、活水産物の有害物質(カドミウム、無機ヒ素)の輸出前検査を行い、中国側基準値を下回っていることを示す検査結果を添付するよう求めているが、検査費用が掛かり、また、結果判明に時間を要することから、検査の緩和・撤廃について要望があった。 ・近年の有害物質検出状況を踏まえ、2020年9月28日に要綱を改正。検査基準を廃止し、中国側の衛生要件に対する違反状況等を踏まえ、必要に応じ検査実施を求めることとした。	2億円程度 (2019年実績:1.7億円、2018 年実績:0.8億円)
70	中国	水産物の輸出には中国政府による施設 登録が必要	厚労省は、中国側から輸出品目等の登録要請を受け、既登録施設を含む全ての施設に対して登録情報の調査を実施し、2020年6月に中国側に施設リストの更新を要請。 2020年9月11日、中国側の施設リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	認定取得後1年目で0.1億円程 度
71	中国	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化	輸入包装食品ラベルに対する規制強化案として、2019年11月に「輸入商品の中国語による表示を製造過程において直接貼付または印刷しなければならない」等、輸出障壁となる項目。その後、見直し要求を継続した結果、2020年9月のTBT通報 (Addendum)では「製造過程」という文言が消えたので、「中国語のラベルを外国語のラベルを隠すように上から追加で貼付してはならない」という理解で間違いないかとWTO経由で問い合わせたところ、「日本の理解で正しい」との回答を中国政府より得た。よって外国語のラベルを隠さない形であれば追加貼付が認められることが分かった。	_
72	中国	中国向け輸出水洗い羽毛に関する新た な措置	2020年11月、中国海関総署より、今後中国向けに輸出を行う水洗い羽毛については、施設の登録が必要になるとの通知があったが、施設の登録を行わなくても、輸出検疫証明書に加工工程を添付することで輸出が継続できることを確認。	4億円程度 (2020年実績:4億3千万円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
73	中国	輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検	・2020年12月、中国政府から、全ての認定施設及び認定手続中の施設(認定施設等)について、衛生要件の点検が求められた。 ・2021年8月、点検結果とともに認定施設リストを中国側に提出し、更新を要請。同年9月及び10月、中国側から提出済みのリストの登録内容に係る新たな要求があったことから、リストの修正作業を実施し、12月に中国側へ提出済。	313億円 水産物の2020年対中輸出額)
74	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール 飲料の輸出について、2019年10月から 公的証明書の提出を義務付ける意向を 表明	・2022年10月現任、中国が安米していた公的証明書を添竹で9に期口可能。	1110億円 (畜産物、水産物、水産加工 品、加工食品の対中輸出額: 2020年1082億円、2019年1055 億円)
75	中国	輸出水産食品取扱施設の登録情報の更 新(既に認定された施設)	中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、すべての認定済み輸出水産食品取扱施設の情報を中国側へ提出済み。(2023年6月)	-
76	中国	「輸入食品海外生産企業登録管理規 定」の改定	中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、中国に輸出する食品の製造等を行う企業の登録を求められている。中国政府の企業リストに登録された施設について、登録に必要な追加資料を中国側に提出済み。 (2023年6月)	-
77	中国等	食品添加物などの食品関連規制	中国等で使用可能な食品添加物を精査し、データベースとしてまとめ農水省HPに掲載済み。(2023年6月)	-
78	中国	日本漁船による水産物の直接輸出	2023年12月にカナダ側から中国向けに輸出する日本産水産物に対する衛生検査の実施および証明書の発行は対応不可との回答があり、直接輸出を希望していた事業者よりカナダ側の回答を受け入れる旨の連絡があったため、実行計画から取り下げ。	3.5億円程度 (業界団体推計)
79	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化 される予定 (施設追加の手順が定められておら ず、希望施設はあるものの、追加がで きない。)	・2018年12月に台湾による現地調査を実施。 ・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。	台湾向け輸出施設数の維持・ 拡大(台湾向けの輸出実績 (2018年):40.7億円)
80	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等(保健所を含む)が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 〈事業者の要望〉毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、 乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発 出。	36億円程度
81	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出 施設は、日本が個別に査察して認 定。)	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。 ・2019年5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・2019年7月に施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡。 ・厚労省は、2019年8月に要綱を作成し発出。	41億円 (対台湾輸出額:2018年40.7 億円、2017年13.7億円)
82	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱へ の対応が必要	・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依	台湾向け認定施設1施設が輸出 不可となった場合の輸出減少 額 (H30の輸出施設1施設当た りの輸出額) 1.4億円◇
83	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	とちぎ食肉センター(栃木県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年6月に認定。	0. 1億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
84	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不 合格事案に対する台湾衛生福利部食品 薬物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご(2022年2月~3月)及びもも(7月)について、輸入検査時に残留農薬基準不合格事案が多発。 ・台湾衛生福利部食品薬物管理署から生鮮いちごは2022年3月、ももは8月に改善措置要求があった。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品薬物管理署に対して、生鮮いちごは同年4月、ももは同年9月に対応状況を回答。 ・さらに、同年11月には生鮮いちごの本格的輸出シーズンを前に、輸出事業者や国内産地等に対し、再度、輸出先国の残留農薬基準の遵守について周知・徹底を通知。	_
85	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ミートセンターかごしま/㈱カミチク(鹿児島県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年10月に認定。	2025年4月期:4.3億円
86	台湾	豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出 解禁	2021年10月以降、輸出条件について協議を実施し、2023年1月輸出解禁。	加熱食肉製品:1.8億円 (2019年の香港向け豚肉加工 品輸出実績)
87	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不 合格事案に対する台湾衛生福利部食品 薬物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご(2022年12月、2023年2月~3月)及びおうとう(2022年6月~11月)について、輸入検査時に 残留農薬基準不合格事案が発生。 ・台湾当局から生鮮いちごは2022年12月及び2023年3月、おうとうは2023年1月に改善措置要求があった。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品薬物管理署に対して、生鮮いちごは2023年1月及び4月、おうとうは同年2月に対応状況を回答。	_
88	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	・スターゼンミートプロセッサー(株)(青森県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年3月認定済み。	2027年3月期:30億円
89	台湾	牛肉処理施設の認定が必要		2023年度 0.2億円 2024年度 0.44億円
90	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	大和良品(株)本任工場(大阪府) 原生労働劣け、台湾け2023年11日認定され	2025年12月期:2.51億円 (各国向け全品目の輸出予定 額)
91	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	J A 全農ミートフーズ株式会社 大和ミートデリカエ場 (神奈川県) 厚労省は、2024年2月に認定。	0. 18億円
92	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る 衛生証明書発行業務を開始するにあた り、東京国際空港国際線地区貨物合同 庁舎の使用のための手続きが必要。	東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、2019年5月中に窓口設置。窓口を設置 後、5月から証明書発行業務を開始。	_
93	ベトナム	りんごの条件変更	2019年12月15日付けで条件変更が実現。	1.1億円 (対ベトナム輸出額:2018年 2.1億円、2017年1.4億円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
94	ベトナム (各国共通)	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。 申請は地方厚生局において平日受付で、約2~3週間で発行。 2020年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管。	150億円程度 (2018年輸出額:103億円、 2017年輸出額:69億円)
95	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化 の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続きの早期化に向けた支援が求められる。	0.9億円 (加工食品の対ベトナム輸出 額:2018年103.8億円、2017年 69億円)
96	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	2021年10月に輸出解禁済み。	0.09億円
97	ベトナム	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	_
98	ベトナム	活水産物の輸出解禁	ベトナム側との協議が終了し、2024年4月1日より活水産物の輸出が解禁。輸出活水産動物の取扱要綱についても制定済。	12億円、水産物全体のベトナ ム向け輸出額 2020年: 200億円、2019年: 171億円、2018年: 184億円
99	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否 確認	・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを 実施。 ・動物検疫所での対応について再徹底が図るため、2019年5月30日に通知を発出。 ・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検 査を受けることなく輸出が可能であることを確認。	_
100	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	・2019年8月、香港側から当該要件を削除し受入可能の回答が得られた。 ・9月27日 要綱改正済み(厚労省)	4億円 (2018年の対香港輸出額: 41.3億円の1割)
101	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等(保健所を含む)が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 〈事業者の要望〉 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の 衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発 出。	40億円程度
102	香港	卵製品加工施設の認定が必要	農事組合法人香川ランチ (宮崎県) 都道府県は、2021年7月に認定を行い、厚労省に報告済み。	2025年12月期: 0.81億円
103	香港	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	_

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
104	マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出不可	2020年3月、厚労省及び農水省はマカオ側と証明書様式等について合意、6月解禁済み。	0. 7億円程度
105	豪州	いちごの輸出解禁	2020年8月28日付けで輸出解禁が実現。	0.06億円
106	豪州	豪州向け加熱済さけ科製品の検疫協議	豪州が規定する加熱済サケ科製品については、疫病発生状況の調査は不要であり、衛生証明書様式に両国が合意することにより輸出が可能であることを豪州側に確認。2020年12月、衛生証明書様式について豪州側と合意済。 2021年9月に取扱要綱を改正、公表。	_
107		頭部・内臓を含む魚を原料とする高度 加工商品の輸入条件の変更	豪州の水産加工品の輸入規制においては、輸入可能形態の1つである「Consumerーready」に該当する商品については、その旨を生産者宣誓書に記載することが輸入条件となっている。しかし、2020年5月に本輸入条件に追加の改定がなされ、魚を原料とする高度加工商品(めんつゆ等)については、原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓が求められることになり、通関できなくなる事案が発生。このため、在豪州大使館から豪州連邦農業・水・環境官に解決の働きかけを行ったところ、豪州は2022年3月に輸入条件を変更。魚を原料として使用した製品のうち、高度に加工され、商業的に包装され、直ちに店頭に並べることが可能な製品及び魚を原料とする調味料、ソース、麺類の調味料、香辛料、スープ原料又はこれらに類するもの(魚油を除く)については、従前同様に(原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓なしに)、通関できることを確認。	10億円 (2021年の輸出実績からの推 測値)
108	豪州	牛肉処理施設の認定が必要	とちぎ食肉センター(栃木県) 厚労省は、2024年6月認定済み。	-
109		新たに求められた水産物の衛生証明書 の発行体制の整備	ニュージーランドへ輸出される水産食品に対して、衛生証明書の添付が必要となったため、2023年2月17日付けで「ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱」を改正し、3月以降衛生証明書を発給。(2023年2月)	_
110	ニュージーランド	かんきつ類の輸出条件の変更	輸出可能品目が温州みかんに加え、ポンカン、不知火、清見、はっさく、いよかん等の複数品種に拡大。また、病害虫調査に係る検疫条件が一部緩和された。	-
111	米国	原発事故に伴い、 ・日本での出荷制限品目について、県 単位で輸入停止	2021年9月22日、米国政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年~2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
112	米国	牛肉処理施設の認定が必要	(株) 北海道畜産公社道東事業所十勝工場(北海道) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	_
113	米国		和牛マスター食肉センター(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	_

51 ページ

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
114	米国	牛肉処理施設の認定が必要	(株) ミヤチク都農工場 (宮崎県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	
115	米国	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場(京都府) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。	
116	米国	牛肉処理施設の認定が必要	(株) 栃木県畜産公社(栃木県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月に認定。	_
117	米国	牛肉処理施設の認定が必要	佐賀県食肉センター(佐賀県) 厚生労働省は、2023年12月に認定済み。	0. 3億円
118	米国	水産加工食品施設の認定が必要	広瀬水産(株)(北海道) 登録認定機関は2020年10月に認定。	2025年2月期: 2.99億円
119	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)大豊(青森県) 登録認定機関は2020年11月に認定。	2025年10月期 : 1.41億円 (認定取得予定品目)
120	米国	水産加工食品施設の認定が必要		2023年度:1.48億円(認定取得予定品目)
121	米国	水産加工食品施設の認定が必要	サンコー食品(株) (岩手県) 登録認定機関は2021年2月に認定。	2025年9月期:1.38億円
122	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)津久勝(茨城県) 登録認定機関は2020年12月に品目追加。	2025年3月期 : 2.05億円 (認定取得予定品目)
123	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株) 丸石沼田商店(青森県) 登録認定機関は2021年7月に認定。	2025年6月期: 0.09億円
124	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(有) なかみち水産(千葉県) 登録認定機関は2021年10月に認定。	2023年3月期 : 0.43億円 (認定取得予定品目分)
125	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)西松(神奈川県) 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期 : 0.33億円 (全輸出予定額)
126	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株) ワイエスフーズ (北海道) 登録認定機関は2002年3月に認定。	2025年7月期:17.89億円
127	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸本本間水産(株)(北海道) 登録認定機関は2022年5月に認定。	2026年3月期 : 0.46億円 (全輸出予定品目)

52 ページ

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
128	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) ヨンキュウ (神奈川県) 登録認定機関は2022年7月に認定。	2025年3月期:2.47億円
129	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) トライツナプロダクト吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	_
130	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)若松屋(三重県) 登録認定機関は2021年10月に認定。	2024年7月期 : 0.2億円 (全輸出予定額)
131	米国	水産食品加工施設の認定が必要	大阪府鰮巾着網漁業協同組合(大阪府) 登録認定機関は2020年12月に認定。	2022年3月期 : 0.09億円 (認定取得予定品目)
132	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)愛媛海産(愛媛県) 登録認定機関は2021年3月に認定。	2025年8月期: 0.2億円 (全輸出予定額)
133	米国	水産食品加工施設の認定が必要	秀長水産(株)(愛媛県) 登録認定機関は2021年11月に品目追加。	2024年3月:0.55億円 (全輸出額)
134	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)愛南サン・フィッシュ (愛媛県) 登録認定機関は2022年2月に認定。	2025年3月期: 0.25億円
135	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)高知道水(高知県) 登録認定機関は2020年12月に認定。	2024年6月期:5.53億円 (全輸出予定額)
136	米国	水産食品加工施設の認定が必要	柳川冷凍食品(株)(福岡県) 登録認定機関は2022年1月に認定。	2026年12月:1億円 (全輸出予定額)
137	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 高橋商店(福岡県) ・事業者は2021年10月に認定申請書を提出。 ・厚労省(地方厚生局)は同年11月に現地調査を実施(同年12月に指摘事項を発出)。 ・事業者は2022年7月に指摘事項に対する改善報告書を提出予定。	2025年2月期 : 0.35億円 (全品目の輸出予定額)
138	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) スイケンフーズ (佐賀県) 厚労省は2021年3月に認定。	1.2億円目標(2023年度)
139	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)長崎ファーム(長崎県) 登録認定機関は2022年5月に認定。	2025年9月期:1.15億円
140	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)山吉國澤百馬商店(鹿児島県) 登録認定機関は2020年9月に認定。	2025年3月期 : 0.18億円 (認定取得予定品目)
141	米国			認定取得後1年目で0.1億円程 度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
142	米国	水産食品加工施設の認定が必要		2020年12月期~2021年2月期: 0.04億円
143	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)MRC(鹿児島県) 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期:0.7億円
144	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルモ (鹿児島県) 登録認定機関は2021年9月に認定。	2026年3月期: 0.92億円
145	米国	水産食品加工施設の認定が必要	三福水産(株) (鹿児島県) 登録認定機関は2022年4月に認定。	2026年12月期: 0.38億円
146	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トウスイ(茨城県) 米国向けについて、登録認定機関は2020年9月に認定。 EU向けについて、農水省は2021年11月に認定。	2024年10月期: 13億円(認定取得予定品目)
147	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	・KTM (株) (鹿児島県) 登録認定機関は、2021年3月 EU認定済み、2022年12月 米国認定済み。	2025年3月期:1.44億円
148	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)三陸とれたて市場(岩手県) ・厚労省(地方厚生局)は2022年6月に事前の現地調査を実施。 ・事業者は、現地調査の指摘事項を踏まえ、申請に必要な資料全般を準備していたが、2022年10月に対米輸出認定要望を取り下げ。削除。	_
149	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸栄水産(株)(北海道) 登録認定機関は2016年9月に認定。(2022年8月に品目追加)	2025年2月期:14.09億円
150	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)秋田水産(北海道) 登録認定機関は2022年8月に認定。	2024年2月期:0.6億円
151	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)小林商店(北海道) 登録認定機関は2000年4月に認定。(2022年7月に品目追加)	2027年3月期:1.2億円
152	米国	水産食品加工施設の認定が必要	イヨスイ (株) (千葉県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2023年8月期:14.82億円
153	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) トミイチフーズ (富山県) 登録認定機関は2022年11月に認定。	2026年6月期: 0.91億円
154	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) Fu (山口県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2024年10月期: 0. 43億円
155	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)予州興業(愛媛県) 登録認定機関は2022年10月に認定。 54 ページ	2025年12月期:1.2億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
156	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)水永水産(宮崎県) 登録認定機関は2022年12月に認定。	2026年5月期:3.45億円
157	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)下園薩男商店(鹿児島県) 登録認定機関は2022年11月に認定	2025年1月期:0.07億円 (認定取得予定品目(一部))
158	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)南予ビージョイ(愛媛県) (米国)登録認定機関は2021年4月に認定。(EU)農水省は2022年8月に認定。	2026年3月期:3.82億円
159	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株) ヤマナカ (宮城県) 登録認定機関は2022年8月に認定品目を追加。	2023年3月期 : 0.67億円
160	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・カネキン川村水産(北海道) 登録認定機関は、2022年12月に認定済み。	2024年12月期 : 1.89億円
161	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・ヤマイチ水産(北海道) 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2026年3月期:2.88億円
162	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・丸甲堺周水産(株)(東京都) 事業者がHACCPハード事業を取りやめたため、実行計画から削除。	2025年7月期:13.0億円
163	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・(株)山崎水産(広島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年4月に認定済み。	_
164	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・愛南漁業協同組合(愛媛県) 登録認定機関は、2023年4月認定済み。	2026年3月期: 0.77億円
165	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	・森松水産冷凍(株)(愛媛県) 登録認定機関は、2023年3月認定済み。	2027年2月期:8.37億円
166	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・(株)カネモ鰹節店 (鹿児島県) 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2026年6月期: 0.3億円
167	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・立石水産(株) (鹿児島県) 登録認定機関は、2023年2月認定済み。	2027年3月期: 0.19億円
168	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	・(株)中外フーズ(福島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年2月追加品目認定済み。	2027年2月期: 2.09億円
169	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 丸正(北海道) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2026年10月期:4億円

55 ページ

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
170	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株) オカムラ食品工業(青森県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2024年6月期:6. 45億円
171	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルイチ水産LTD (青森県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2026年6月期: 0.1億円
172	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヤマイシ (青森県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2028年1月期: 0.5億円
173	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ハイブリッドラボ (宮城県) 認定機関は、2023年12月に認定済み。	2026年12月期:1.26億円
174	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)いまる井川商店(静岡県) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2027年5月期:1.2億円
175	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	山福水産(株)(静岡県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年12月期: 0.7億円
176	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株)木村海産(香川県) 認定機関は、2023年10月に認定済み。	2027年12月期:0.7億円
177	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)宇和島プロジェクト(愛媛県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2027年9月期:2.56億円
178	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	愛媛県漁業協同組合 認定機関は、2023年10月に認定品目を追加。	2026年3月期:1.67億円
179	米国		辻水産(株)(愛媛県) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2027年6月期:5. 4億円
180	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 土佐マリンベース(高知県) 2023年11月認定機関は認定済み	2027年3月期: 0.5億円
181	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)吉田水産(福岡県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年7月期: 0. 2億円
182	米国		壱岐東部漁業協同組合(長崎県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年3月期: 0.4億円
183	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ポニト食品 (鹿児島県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2027年3月期: 0.68億円

56 ページ

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
184	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)まるい(千葉県) 登録認定機関は、2024年4月認定済み。	2027年9月期:2.7億円
185	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)丸徳水産(和歌山県) 登録認定機関は、2024年3月に認定済み。	2028年9月期:1億円
186	米国	水産食品加工施設の認定が必要	マルヤ水産(株)(兵庫県) 登録認定機関は、2024年3月に認定済み。	2025年6月期:1億円
187	米国	うんしゅうみかんの条件変更		0.03億円(対米輸出額:2018年0.02億円、2017年0.05億円)
188	米国	なしの条件変更	2020年4月16日付けで条件変更(輸出地域の拡大及び品種制限の撤廃)が実現。	0.01億円(対米輸出額:2018 年0.12億円、2017年0.13億 円)
189	米国	メロンの輸出解禁	2021年11月に輸出解禁済み。	0.03億円
190	米国	蒸留酒の容量規制の緩和	米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外(例:四合瓶、一升瓶)のままでは輸出できない。 2020年12月29日、米国政府は連邦規則を改正し、蒸留酒について、日本が求めていた容量は全て流通可能となった。	2. 5億円程度
191	米国	ニューヨーク州の飲食店における焼酎 の販売免許	ニューヨーク州においては、飲食店が蒸留酒(焼酎を含む)を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ(韓国焼酎)については、ワイン免許で販売できる特例(州法)が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望があったが、2022年6月30日付の法改正により、24度以下の焼酎についてもワイン免許で販売できることとなった。	2.57億円程度
192	米国	酒類のラベル承認手続	米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称(清酒、焼酎等)、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文において、米国政府は酒類のラベルの承認手続を簡素化するよう実施中の努力を継続することとなっていた。米国側のこれまでの取組の結果、ラベル承認手続に改善がみられた(例 審査に係る平均日数 2016年:91日⇒2020年:31日)。	(対米輸出額: 2020年138.4億
193	米国	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	_
194	米国	カリフォルニア州の飲食店における焼 酎の販売免許の適用	カリフォルニア州において、24度以下の焼酎が全酒類免許ではなく、特例のワイン免許で販売可能となった。(2023年10月)	2.57億円程度 (焼酎の対米輸出額:2022年 4.24億円、2021年4.49億円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
195	米国	ワインの容量規制の緩和	連邦規則の改正により、2025年1月10日からワインの容量規制が緩和。	0.48億円 ワインの米国向け輸出額: 2023年: 0.24億円 2022年: 0.15億円
196	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルトク阿部水産(北海道) 登録認定機関は、2024年6月認定済み。	2029年2月期:5億
197	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヤマイシ(茨城県) 登録認定機関は、2024年6月認定済み。	2029年2月期:5億
198	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)カネキチ澤田水産(北海道) 登録認定機関は、2024年7月認定済み。	2027年9月期:2.7億円
199	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)松木商店(北海道) 認定機関は、2024年12月に認定済み。	2028年1月期:1.1億円
200	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)丸喜(千葉県) 認定機関は、2024年12月に認定済み。	2028年3月期:7億円
201	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)八木長本店(東京都) 認定機関は、2024年10月に認定済み。	2028年2月期:0.6億円
202		水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	あづまフーズ (株) (三重県) 認定機関は、2024年9月に認定済み。	2025年5月期:6.5億円
203	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)枕崎市かつお公社 (鹿児島県) 認定機関は、2024年10月に認定済み。	2028年3月期: 0.2億円
204	カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制	カナダ政府(保健省及び食品検査庁)は、カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることを義務付け。その後、強化小麦粉を使用しない日本のカレールウ及びシチューミックスを、引き続き輸入許可する旨、カナダ政府から連絡。	0. 2億円程度
205	カナダ	金魚の輸出解禁	2017年8月、カナダ食品検査庁から日本産金魚輸入にかかる協議開始の要請を受け、衛生証明書様式について協議を 開始。 2020年10月14日、衛生証明書様式を合意。	0.01億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
206	カナダ	ももの輸出解禁	産地からの要望がなくなったため、実行計画から削除。(2023年4月)	_
207	カナダ	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ナンチク (鹿児島県) 厚労省は、2024年12月に認定済み。	_
208	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通問で時間がかかっていた事実について 租地当民との調整を実施	0.4億円 (加工食品:2018年輸出額7.8 億円、2017年輸出額:7.8億 円)
209			飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会(岐阜県) 厚労省は、申請書の審査を行い、ブラジル政府に施設資料を提出済み。	2025年3月期:6.78億円 (各国向け輸出額の合計)
210	ブラジル	通関手続きの適正化 (オンライン通関システム導入による 混乱への対応)	システム導入で当初混乱はみられたが、現在では、混乱は解消されていることを確認。(2023年9月)	-
211		サバ等、水産物の輸出には衛生証明書 が必要	・2020年10月までに証明書様式と発行体制についてペルー側と合意。 ・農水省は、2021年1月20日に取扱要綱を制定、2021年2月1日より証明書発行開始。	1.8億円 (水産物の対ペルー輸出額: 2019年0.6億円、2018年2億 円)
212	メキシコ	精米の輸出解禁	2023年3月17日輸出解禁。	0. 6億円
213	コロンビア	食品の塩分規制	2024年11月から施行される食品のナトリウム含有量の基準値の設定により、現在販売している醤油が販売できなくなる可能性があったが、働きかけにより条件が緩和(ナトリウム含有量:100g当たり3850mg)され、継続して販売可能となった。(2023年12月)	-
214	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター(第3工場) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年10月にEUに通知及び認定。	0.04億円程度 (事業者への聞き取り)
215	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)栃木県畜産公社(栃木県) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月にEUに通知、2020年8月に認定。	-
216	EU	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場(京都府) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月にEUに通知、2020年4月に認定。	-
217	EU		和牛マスター食肉センター(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUに通知、2019年7月に認定。 59 ページ	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
218	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ミヤチク都農工場(宮崎県) 5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定。	-
219	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ナンチク(鹿児島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年7月に認定。	-
220	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株) いわちく (岩手県) 厚労省は、2024年4月に認定済み。	-
221	EU	液卵製造施設の認定が必要	(株) 籠谷 (兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2021年3月に認定及びEUに通知。	0.01億円程度
222	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリン グ検査が必要	山干・干切土孔で刈家としに残笛例見てニタリング快宜切が削近の女ヨ注計画で元」(2019年12月)。女ヨ注が雑誌	0.02億円 (輸出の前提となる衛生条 件)
223	EU	水産食品加工施設の認定が必要	紋別漁業協同組合(北海道) 農水省は2020年12月に認定。	2026年3月:3.3億円 (認定取得予定品目)
224	EU	水産食品加工施設の認定が必要	マルカイチ水産(株)(北海道) 都道府県は2021年4月に変更承認。	2025年2月期:7. 26億円
225	EU	水産食品加工施設の認定が必要	北見食品工業(株)(北海道) 厚労省は2022年3月に認定。	認定取得後初年度:0.5億円
226	EU	水産食品加工施設の認定が必要	極洋水産(株) (静岡県) 農水省は2020年11月に認定。	2031年3月期 : 1.07億円 (認定取得予定品目)
227	EU	水産食品加工施設の認定が必要	大坪水産(株)(静岡県) 農水省は2021年3月に認定。	2025年3月期 : 0.78億円 (認定取得予定品目)
228	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株) トライツナプロダクト吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	ı
229	EU	水産食品加工施設の認定が必要	丸啓鰹節 (株) (静岡県) 農水省は2021年5月に認定。	_
230	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山福水産(株)(静岡県) 農水省は2021年5月に認定。	-
231	EU	水産食品加工施設の認定が必要	ファームチョイス(株)(熊本県) 厚労省は2021年5月に認定。 60 ページ	認定取得後5年で1.25億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
232	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 枕崎冷凍食品(鹿児島県) 農水省は2021年7月に認定。	_
233	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株)山神(青森県) 2021年12月申請。7月に認定変更。(品目追加)	2025年3月期:3.85億円
234	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株) カネジョウ大崎(千葉県) (2021年11月申請。2022年5月26—27日農水省による現地調査を実施。6月24日の認定審査委員会を経て、指摘事項等 を改善し、認定。)	2025年12月期: 0.63億円
235	EU	水産食品加工施設の認定(品目や魚種 の変更)に係る運用改善の周知	・認定を受けた品目・魚種と異なる場合に輸出先国の需要に応じて迅速に対応できるように変更申請ではなく報告の みで可とする運用改善を実施し、事業者等へ情報提供(2022年11月)。	_
236	EU	水産食品加工施設の認定が必要	マルトモ (株) (愛媛県) 厚労省は、2024年3月に認定済み。	_
237	EU	水産食品保管施設の認定が必要	トライ産業(株)吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	_
238	EU	水産食品保管施設の認定が必要	(株)明豊(宮城県) (2022年3月施設整備完了。2022年12月に認定。)	2027年10月期: 14. 2億円
239	EU	産地魚市場の認定支援	塩竈市魚市場(宮城県) 農水省は2021年2月に認定。	_
240	EU	産地魚市場の認定支援	松浦魚市場(長崎県) 農水省は2022年3月に認定。	_
241	EU	ホタテの輸出には生産海域のモニタリ ングが必要	・EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で7海域、青森県で2海域が指定。 ・北海道(根室海峡(野付)海域)及び青森県(陸奥湾西部海域)を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通 報。2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。 ・北海道(根室海峡(野付)海域)は2020年12月28日、青森県(陸奥湾西部海域は、2020年12月21日に海域モニタリ ング実施体制の整備を完了。	2.9億円程度 (対EU輸出金額(2018年)か ら推計)
242	EU	カキの輸出には生産海域の指定及び指定した海域のモニタリングが必要 (海域指定とは別に施設の対EU・ HACCP認定が必要)	・同年10月1日に、広島県は、広島県三津湾海域を指定、同7日に農水省からEUに通報(EU生産海域リストに掲載済	7億円程度 (事業者への聞き取りから推 計)
243	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議 (済) 鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる (済) 卵、牛の生乳は残留物質モニタリング 検査が必要(済)	・訪欧し、今後の段取りを協議。 ・2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。 ・2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。 ・2019年10月18日、輸出要綱公表。 ・国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められているが、EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているため、EU向けの鶏卵については、2019年10月に公表した輸出要綱に飲用適の水のみを用いる旨明記。 ・EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施61 ページ	(卵・卵製品) 0.02億円程度 (乳・乳製品) 0.1億円程度 (再掲) なお、チーズ等の乳製品のEU への本格輸出のためには、0IE から牛結核病・ブルセラ病に ついての清浄国認定を得る必 要(最短で2021年4月以降)。

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
244	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	・訪欧し、今後の段取りを協議。 ・2018年7月に動物衛生の評価が終了。 ・2019年11月11日に第三国リスト掲載。	0.01億円程度
245	EU	豚肉の輸出解禁	・豚熱が日本で発生したことにより、今後の輸出解禁(家畜衛生の第三国リスト掲載)のスケジュールは未定。 ・2018年9月、豚熱発生について報告。 ・対応済み(取り下げ、まずは、豚熱清浄化を達成し、協議の必要性を検討。)	0.25億円程度
246	EU	シソがEU域内での流通に認可が必要な 新規食品(Novel Food)に該当する場 合、認可手続きが必要	シソはEUにおいて食品サプリメントとされており、販売停止等の措置を受けず輸出・流通が行われているため、認可手続きは不要。(なお、食品として取り扱う場合には新規食品規制の対象となるため、認可手続きが必要。)	
247	EU	黒松盆栽の輸出解禁	2020年8月25日付けで輸出解禁が実現。	0. 15億円
248	EU	2021年4月21日から施行された新たな 混合食品規制への対応	2021年4月からの規制において、加工食品に含まれる動物性加工済原料はEU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する公的証明書又は自己宣誓書が必要となり、動物性加工済原料を含む調味料や菓子等多くの品目のEU向け輸出が新たな規制の対象になったが、要綱を作成し、証明書を発行できる体制を整備(2021年4月)。	_
249	EU	食品添加物などの食品関連規制	EUの食品添加物規制について事業者が使用しやすいようにデータベース化して取りまとめ、HP上で情報提供。	_
250	EU	混合食品等に使用する第三国由来の動物性加工済原料が、EUの認定施設由来であり、衛生要件に適合する事を証明する衛生証明書が必要	要綱の作成、事業者への周知など・ニュージーランド(肉製品、乳製品、水産食品)、カナダ(乳製品)の衛生証明 書発行に関する二国間協議については対応済であり、証明書の発行が可能。	_
251	EU(フランス)	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、JETRO海外事務所における農林 水産物・食品貿易担当官やローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整 備済み。	
252	EU、ノルウェー	飼料用魚油の輸出	EU及びEFTAには飼料用の魚油を輸出することを想定していなかったため、現行のペットフード等の施設認定要綱では 魚油に当てはまる記載がなく輸出ができない。事業者からの要望等を踏まえ、EU及びEFTAに飼料用魚油の輸出ができ るよう輸出要件等を確認し2023年1月に要綱改正。	4億円程度(2020年チリ向飼料 用魚油実績:4億円程度)
253	EU	事業者への輸出先国規制の情報支援の 実施 容器・包装(食品接触材料)の 規制	農水省は、EUのプラスチック規則、適合宣言書の作成等に関する情報提供を2023年5月に実施。	_
254	EU	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。 (2023年8月)	_
255	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山松水産(株) (静岡県) 認定機関は、2023年12月に認定済み。 62 ページ	2025年6月期:1億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
256	EU	円滑な施設認定に向けた情報共有ス キームの構築	円滑なHACCP等施設認定に向けた情報共有体制を構築。	
257	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 鵜舞屋(岐阜県) 厚労省は、2024年8月認定済み。	_
258	EU	新たな動物用医薬品規則への対応	EU及びノルウェー向けに輸出される牛肉において、出生からと畜までの間、ホスホマイシンが使用されていないことを証明・確認の上、輸出を行う必要があることを事業者に周知。また、ホスホマイシンの不使用に関する根拠書類の様式を整備。	131億円 (2023年実績 牛肉:44億円 水産物:87億円)
259	EU	産地魚市場の認定支援	 枕崎市漁業協同組合枕崎漁港高度衛生管理型荷さばき所(鹿児島県) 認定機関は、2024年11月に認定済み。	_
260	アイスランド	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。(2023年8月)	_
261	スイス	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。(2023年8月)	_
262	ノルウェー	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。(2023年8月)	_
263	リヒテンシュタイン	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。(2023年8月)	_
264	仏領ポリネシア	日本から直行便で輸入される一部の食 品等に対する輸出証明書を要求等	2024年5月17日付で、仏領ポリネシアによる日本産食品等に対する輸出証明書の要求がなくなった。	2024年5月
265	英国	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等	2022年6月29日に規制撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向け の2010年〜2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)
266	英国	蒸留酒の容量規制	日EU・EPAで緩和された蒸留酒の容量規制(単式蒸留焼酎について四合瓶及び一升瓶の輸出が可能)について、英国のEU離脱の移行期間終了後(2020年末)においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容に加え五合瓶についても輸出が可能となる内容で日英包括的経済連携協定(EPA)を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	0.03億円程度
267	英国	ワインの輸入規制(醸造方法及び自己 証明)	日EU・EPAで緩和された日本ワインの輸入規制(醸造方法及び自己証明)について、英国のEU離脱の移行期間終了後 (2020年末)においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと 同様の内容で日英包括的経済連携協定(EPA)を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	0.01億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
268	UAE	原発事故に伴い、 ・福島県の水産物、野生鳥獣肉を対象 に検査報告書を要求等	2020年12月、UAE政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向け の2010年~2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)
269	イスラエル	原発事故に伴い、 ・福島県の全ての食品、一部の県の一部の食品について、イスラエル側で全ロットのモニタリング検査等	2021年1月、イスラエル政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向け の2010年~2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)
270	カタール	新たに水産食品に衛生証明書が必要	カタール側から、衛生証明書様式について了承。2023年4月からの衛生証明書の発行に向けて、2023年3月に要綱を策 定。	1億円程度 (2020年貿易概況の水産物輸 出額より)
271	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁協議	 ・2019年10月現地調査受入。 ・2019年11月証明書様式提示。 ・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。 ・2020年3月輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意。 	0. 9億円程度
272	サウジアラビア	水産食品輸出には施設登録・衛生証明 書が必要	2017年にサウジアラビア食品医薬庁 (SFDA)からSPS通報があり、その内容についてサウジアラビア側に詳細を照会していたが、2019年10月に改めて確認したところ、輸出水産食品の加工施設登録とともに衛生証明書の添付が必要であることが判明。 以降、二国間で協議を行い、2020年12月までに日本側の衛生証明書様式と証明書発行体制について合意済。 2021年6月取扱要綱を策定、公表。	8. 2億円 (水産物の対サウジアラビア 輸出額: 2020年6. 8億円、2019 年8. 4億円、2018年9. 3億円)
273	レバノン	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県の全ての食品等を対 象に検査報告書を要求	2020年12月、レバノン政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向け の2010年~2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)
274	エジプト	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物を対象に検 査証明書を要求等	2020年11月、エジプト政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向け の2010年~2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)
275	モロッコ	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の全ての食品を対象 に検査証明書を要求等	2020年9月、モロッコ政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維 持している20か国・地域向け の2010年~2011年の農林水産 物・食品の輸出減少額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
276		食肉の包材(ダンボール)への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。		45億円程度 (牛肉の2018年対カナダ輸出 額:2.6億円、対香港輸出額: 41.3億円 2017年対カナダ輸出額:2.1億 円、対香港輸出額:48.3億円 から推計)
277	米国、EU、香港等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国 の基準に基づいた衛生的なと畜・解体 が必要	きない場合がある。 ・厚労省は、要綱の具体的な運用について個別に対応済み。	認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額(H30の輸出施設1施設当たりの輸出額)対米国:3.3億円対EU:3.9億円対香港:4.1億円
278		輸出相手国の要件に対応するための技 術支援	・米国寺で要件とされていると番方法では、皿斑の発生により、取引価格寺に影響する。 輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。 ・2021年3月、民間団体が、品質を確保したと畜方法についての検討結果を踏まえた輸出用食肉処理技術等マニュア	55億円 (牛肉の2018年輸出額:対米 国33億円、対EU16億円、2017 年輸出額:対米国30億円、対 EU13億円)
279	牛肉輸出可能国・地 域	牛肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でス ライスされた商品)	・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・21か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。	_
280	豚肉輸出可能国・地 域	豚肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でス ライスされた商品)	・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・4か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。	_
281	台湾、韓国、中国、 シンガポール マレーシア、ベトナ ム、インド メキシコ、NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	・厚労省、農水省、都道府県等(保健所を含む)、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1~2日で発行される。 ・厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を依頼済み。	1,302億円 (代表的な国々への水産物輸 出額:2018年1,153億円、2017 年1,021億円)
282	シンガポール、EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検 査員による検査が必要。	・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 ・シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚労省は輸出向け家きん肉を処理 する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査 を行うことを都道府県等に周知した。	

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
283		牛肉等の処理施設について、HACCP認 定が必要(国によってはハラールを含む)。	厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう支援を実施。	(H30の輸出施設1施設当たりの輸出額の例) 対米国: 3.3億円 対EU: 3.9億円 対香港: 4.1億円 対シンガポール: 1.2億円 対台湾: 1.4億円
284	香港、台湾、シンガ ポール	牛肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライ スパックセンター等でスライスされた 商品)	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた牛肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。(2023年6月)	29億円程度
285	香港、シンガポール	豚肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライ スパックセンター等でスライスされた 商品)	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた豚肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。(2023年6月)	1億円程度
286		国と県の見解の相違	・シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。 ・2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を発出。	_
287		水質モニタリング時におけるサンプリ ング者の要件緩和	・EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。 ・指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、 厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。	_
288			シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。 例 果物、野菜(なし、りんご以外の検疫条件未設定)<フィリピン>	_
289	香港、台湾、米国、 EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (牛肉)	2022年3月までに18産地のリストを公表。	1,600億円 (2025年目標額)
290	シンガポール、タイ	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (豚肉)	2022年3月までに5産地のリストを公表。	29億円 (2025年目標額)
291	香港、ベトナム、シ ンガポール、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (鶏肉)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	45億円 (2025年目標額)
292	シンガポール、米国	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (鶏卵)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	63億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
293	香港、台湾、ベトナ ム、シンガポール、 タイ、マレーシア	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (チーズ、LL牛乳等、育児用粉乳)	2022年3月までに2産地のリストを公表。	328億円 (2025年目標額)
294	台湾、香港、タイほ か	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (りんご)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	177億円 (2025年目標額)
295	香港、台湾、タイ、 シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ぶどう)	2022年3月までに5産地のリストを公表。	125億円 (2025年目標額)
296	香港、台湾、シンガ ポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (もも)	2022年3月までに6産地のリストを公表。	61億円 (2025年目標額)
297	香港、台湾、シンガ ポール、マレーシ ア、カナダ、フラン ス(EU)ほか		2022年3月までに14産地のリストを公表。	39億円 (2025年目標額)
298	香港、シンガポー ル、タイ、台湾、米 国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (いちご)	2022年3月までに12産地のリストを公表。	86億円 (2025年目標額)
299	香港、シンガポー ル、タイ、台湾、マ レーシア、カナダほ か	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (かんしょ・かんしょ加工品・その他 の野菜)	2022年3月までに39産地のリストを公表。	28億円 (2025年目標額)
300	不国、中国、自た、 EU、ベトナム、シン ガポール等の東南ア ジア、ロシア、豪州	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (切り花)	2022年3月までに9産地のリストを公表。	18.8億円 (2025年目標額)
301	米国、 EU、中国 ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (茶)	2022年3月までに13産地のリストを公表。	312億円 (2025年目標額)
302	香港、米国、中国、 シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (コメ・パックご飯・米粉及び米粉製 品)	2022年3月までに37産地のリストを公表。	125億円 (2025年目標額)
303	中国・米国・韓国・台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (製材)	2022年3月までに4産地のリストを公表。	271億円 (2025年目標額)
304	中国・韓国・台湾ほ か	マーケットインの発想に基づく担い手 による輸出促進(合板)	2022年3月までに8担い手のリストを公表。	80億円 (2025年目標額)
305	米国、中国、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ぶり)	2022年3月までに10産地のリストを公表。	542億円 (2025年目標額)
306	韓国、米国、台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (たい)	2022年3月までに3産地のリストを公表。	193億円 (2025年目標額)

67 ページ

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
307	中国、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ホタテ貝)	2022年3月までに2産地のリストを公表。	656億円 (2025年目標額)
308	香港、中国、タイほ か	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (真珠)	2022年3月までに1産地のリストを公表。	379億円 (2025年目標額)
309	中国、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (清涼飲料水)	2022年3月までに11担い手のリストを公表。	786億円 (2025年目標額)
310	香港、中国、米国ほ か	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (菓子)	2022年3月までに46担い手のリストを公表。	465億円 (2025年目標額)
311	米国、中国、EUほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ソース混合調味料)	2022年3月までに14担い手のリストを公表。	850億円 (2025年目標額)
312	米国、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (味噌・醤油)	2022年3月までに味噌20産地40担い手、醤油24産地50担い手のリストを公表。	231億円 (2025年目標額)
313	米国、中国、香港、 EU・英国、台湾、シ ンガポール	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (清酒(日本酒))	2022年3月までに619担い手のリストを公表。	600億円 (2025年目標額)
314	EU・英国、米国、中 国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ウイスキー)	2022年3月までに33担い手のリストを公表。	680億円 (2025年目標額)
315	中国、米国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (本格焼酎・泡盛)	2022年3月までに206担い手のリストを公表。	40億円 (2025年目標額)
316		施設整備を行う事業者の円滑な認定に 向けた支援スキームの構築	支援体制の構築。 (チラシや、事業実施計画の作成手引きが、農水省ホームページに掲載するとともに、「HACCP相談員」情報をリスト化し地方農政局等と都道府県に共有。)(2023年3月)	
	台湾、韓国、中国、 シンガポール、マ レーシア、ベトナム インド、メキシコ、 NZ、EU等	一元化的な輸出証明書の発給システム の整備	▼・事業者の利便性向上を図るため、2021年4月に羽田空港に受取窓口を設置し、一部の輸出証明書の受取を可能とす	14,439億円 (輸出証明書発行対象国への 農林水産物・食品の輸出額: 2021年11,446億円、2020年 9,074億円)
	EPA対象国(ASEAN、 中国、韓国、イン ド、モンゴル、豪 州、NZ、チリ、スイ ス)	青果物のEPA原産地証明の取得に係る 運用の簡素化の周知	EPAを利用して青果物等を輸出する際の原産地証明書の発給手続きを簡素化し、事業者に周知。	_

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
319	各国・地域共通	地理的表示 (GI) 保護制度の運用見 直し	GI産品として120件が登録される一方、登録産品の多様性に乏しく輸出に繋がる産品も限定的であることから、輸出を志向する加工食品を含め、多様な産品のGI登録が進むよう、GI制度の運用見直しを実施。	_
320	各国・地域共通	品目団体の育成	改正輸出促進法に基づき、2022年度内に輸出重点品目28品目のうち10品目以上の品目団体の認定を目標としており、 2022年中に15品目7団体について認定。	_
321	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値 の保護・適正な流通管理	・牛の家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所4.270か所に対し、自己点検の実施を求めるとともに、2021年度末までに615か所の立入検査を実施。これらの結果概要を2022年6月に公表し、法令遵守の再徹底を図るため、通知を発出するとともにパンフレットを作成・配布。 ・また、その後、自己点検等が未実施だった一部家畜人工授精所への立入検査等を実施し、4,270か所のうち休廃止を確認した121か所を除く全ての家畜人工授精所での点検等を2022年9月末までに終了。	_
322	各国・地域共通	農産物の輸出解禁情報に係る周知の ルール化	「輸出先国・地域の輸入事業者に対する農産物の輸出解禁情報の周知方法と役割分担(2023年2月20日付け)」を作成し、省内関係課室、在外公館へ周知。(2023年2月)	_
323	各国・地域共通	JETROによる品目団体等の支援	JETRO及び、JF00D0と品目団体が連携する枠組みを構築。	_
324	各国・地域共通	輸出に関する一元的な相談窓口の eMAFF営業支援ツールへの移行	2023年2月にeMAFF営業支援ツールに輸出相談データベースを移行完了。	_
325	各国・地域共通	日本の食や食文化の発信	海外向け情報配信サイト「Taste of Japan」(TOJサイト)において、海外の消費者へ日本食材の魅力や、日本の食品の調理方法等を発信。TOJサイトは、2023年度に農水省からJF00D0へ移管。	_
326	各国・地域共通	輸出産地による輸出事業計画の策定支 援	輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定を希望する輸出産地リストの実施主体321者に対し、策定支援を実施し、計画を認定済み。	_
327	各国・地域共通	品目団体の育成	27品目15の認定農林水産物・食品輸出促進団体を認定。	_
328	各国・地域共通	都道府県・輸出支援プラットフォーム 連携フォーラムの発足	国と都道府県による輸出促進に向けた連携体制として、都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムを実施。	_

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
329	各国・地域共通	輸出を後押しする農林水産・食品事業 者の海外展開の支援	海外展開の類型ごとに、知的財産・ノウハウの流出につながる落とし穴や、将来の輸出市場の獲得に貢献する活動などを分析し、我が国の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを作成、2022年3月7日に公表済。	_
330	各国・地域共通	不正競争防止法の営業秘密に関するガ イドラインの作成	農業分野の技術・ノウハウについては、秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい等の理由により、営業秘密を保護する枠組みが十分に活用されているとは言いがたいことから、2021度中に不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインを作成。	_
331	各国・地域共通	地理的表示等も有効とする運用改善	・経産省及び農水省は、地理的表示(GI)保護制度を特定原産地証明書の発給申請手続に活用することで手続を簡素化し、EPAの特恵利用を促進。 ・GI登録されている産品のうち登録内容から協定原産品であることが明らかな産品については、生産証明書に代えてGI表示のある仕入書等をもって原産地証明書の発給申請が可能となるよう手続きを簡素化。 ・農水省は、GI登録内容から協定原産品であることが明らかな産品の一覧をHPで公表。 ・経産省は、2021月3月に本措置に係る通知を日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口に本措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	_
332		改正種苗法に基づく輸出先国の制限を 行う品種の目標設定	農水省は、改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021年9月末までに公的機関が開発した既登録品種の9割以上の当該制限を完了。既登録品種の海外持ち出しを制限する旨の届出があった4,232品種を公表(2021年11月 11日現在)。	_
333	各国・地域共通	日本伝統の製法を規格化した「みそ JAS」の制定	農水省は、我が国伝統の製法を規格化した「みそJAS」を2022年3月に制定。	_
334	各国・地域共通	流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASを制定(コメ)	米の流通行程管理基準を追加する、フードチェーン情報公表農産物JASの改正について、2024年3月公示された。	_
335	各国・地域共通		2024年度で80産地を選定していることから、今後のフラッグシップ輸出産地の選定に係る対応については、輸出産地 形成を促進するための一環として施策に生かしていくこととし、「No.127大規模輸出産地の形成」にて統合的に取り 組むこととする。	_
336	各国・地域共通		コールドチェーン物流サービスに関する国際規格(IS031512)が正式発行。国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点から、「No. 142海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組」にて国際標準化された日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及促進を図る。	_

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画変更概要

令和7年6月17日 農林水産物·食品輸出本部

新たな対応項目の追加

- 「海外から稼ぐ力」を強化するため、輸出促進施策と併せて、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る必要
- 省庁横断的な輸出先国の政府機関等との協議、輸出を行う事業者への支援等に加え、食品産業の 海外展開の推進及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた対応についても実行計画を作成

- I 輸出先国・地域との協議への対応
- Ⅱ 輸出を円滑化するための対応(施設認定等)
- Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応
- IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

今回新設

実行計画(令和7年6月改訂)で対応済みの項目(10項目)

前回改訂時(令和7年2月)から取組が進展し対応済みとなった項目

主な対応済み項目

I 輸出先国・地域との協議への対応

- 台湾向け牛肉の月齢制限撤廃(30カ月齢以上)30カ月齢以上の飼育が必要な米沢牛などの高級銘柄の輸出拡大が期待
- 有機酒類の同等性承認(EU)有機酒類のニーズが高いEU向け輸出拡大が期待
- 食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正に係る取組(タイ) 新基準について、輸出支援プラットフォームと連携しつつ、タイ保健省食品医薬品局(FDA)への確認等を通じて、新たな措置を明瞭化

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応(施設認定等)

- 米国向け水産食品加工施設の認定(4施設)湧別漁業協同組合(北海道)、㈱永野商店(山口県)、侚丸哲(宮崎県)、山実水産侚(鹿児島県)
- 輸出向け牛肉処理施設の認定(2施設)㈱大分県畜産公社(大分県)【EU向け】、I Hミートパッカー㈱(青森県)【米国、E U、香港向け】
- EU向け混合食品に使用される輸入養蜂製品の加工施設の認定

(参考)上記以外の対応が進展した主な項目

・ ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止(中国) 5月28日、中国海関総署との間で、日本産水産物の輸出再開に必要な技術的要件について合意

追加した今後の課題項目(23項目)

I 輸出先国・地域との協議への対応

- ぶどうの輸出解禁(米国)
- EU向け混合食品に使用される米国由来の輸入動物性加工済原料の衛生証明書発給(米国)
- かんしょの輸出解禁(フィリピン)
- メロンの輸出解禁における検疫条件の緩和(タイ)
- 牛肉加工品及び牛肉エキスを含む製品の輸出解禁(タイ)
- キウイフルーツの苗木の輸出解禁(ウズベキスタン)
- 牛乳・乳製品の衛生証明書様式(インド)

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

- 水産食品加工施設の認定(4施設)(米国)マルスイ小樽マリン㈱(北海道)、広瀬水産㈱(北海道)、制横田水産(北海道)、石原水産㈱(静岡)
- 水産食品加工施設の認定(1施設)(米国、EU) 丸啓鰹節㈱(静岡)

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

- コンテンツを活用した海外需要創出 既存の顕彰制度と連携した、日本食・食文化海外普及賞(仮称)の創設と食×コンテンツの連携を企画できる人材の育成を検討
- G I を活用した輸出拡大・ブランド化への発展

追加した今後の課題項目(23項目)

IV、Vについては、今回新設

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

- 農林水産物・輸出支援プラットフォームの役割拡大による現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化等の推進(米国、EU、シンガポール、タイ、ベトナム、香港、中国、台湾、マレーシア、UAE)
- グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会を通じた食品関連事業者の海外ビジネス 展開の促進
- 食品衛生規則によるおにぎり等の常温保存期間の延長に向けた取組(英国)

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

- 農林水産省、観光庁、国税庁、内閣官房(地方創生)等の相互連携の下で訪日外国人の旅マエ、 旅ナカ、旅アトに効果的にアプローチすることによる、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成
- 国際空港を活用した日本産食品の旅ナカ、旅アト消費拡大、食を通じた地方誘客のための旅マエ情報発信
- G I を活用した海外への普及・ブランド化への発展
- 訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファン開拓に向けた取組
- コンテンツを活用した食関連消費拡大 海外での食関連コンテンツ(日本食チャンネル)の海外での配信拡大の支援を検討。
- インバウンド向け日本産食材の魅力発信コンテンツの作成・発信